

東京市芝區白金三光町拾番地戶主

後見人 山本高造

年月日生

右高造大正 年 月 日就職

右後見開始候間別紙遺言ノ謄本相添及御届候也

大正 年 月 日

右届出人 山本高造

東京市赤坂區長 何 某殿

●後見開始届書式

其四 親族會ニ於テ選定シタル後見人ヨリ届出ヲ爲ス場合

後見開始届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市麻布區網代町五番地戶主

被後見人 原田茂吉

年月日生

右茂吉ニ對シ親權ヲ行フ母かつ財産管理權ヲ辭シタルニ因リ大正 年 月 日後見開始

東京市芝區宇田川町貳番地

戶主武田久雄弟

後見人 武田乙彦

年月日生

右乙彦大正 年 月 日就職

右後見開始候間別紙選任ヲ證スル書面ヲ相添及御届候也

大正 年 月 日

右届出人 武田乙彦

東京市麻布區長 何 某殿

●後見人更迭届書式

後見人更迭届 (用紙半紙
届書壹通)

東京市麴町區五番地

戶主平田忠藏弟

被後見人

平田與五郎
年月日生

右與五郎ニ對シ親權ヲ行フ者ナキニ因リ大正 年 月 日後見開始

東京市麴町區五番町拾番地戶主

後見人

平田忠藏
年月日生

右忠藏大正 年 月 日前任辭任ニ付就職

右後見人更迭候間及御届候也

大正 年 月 日

東京市麴町區長 何 某殿

右届出人 平田忠藏 印

(注意)

前任者死亡ニ因リ後見人更迭ノ場合モ亦タ本例ニ準スヘシ

◎後見人任務終了届書式

後見人任務終了届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市麻布區網代町五番地

戶主太田久助甥

被後見人

太田敬吉
年月日生

東京市麻布區網代町五番地戶主

後見人

太田久助
年月日生

吉久助大正 年 月 日隱居シタルニ因リ任務終了

右後見人任務終了及御届候也

大正 年 月 日

東京市麻布區長 何 某殿

右届出人 太田久助 印

(注意) 後見人ノ任務終了届ハ其後見人カ指定、法定又ハ選定後見人タルト否ト又其終了ノ原因如何ヲ問ハス總テ本例ニ準スヘシ

第九節 隱居

隱居トハ戸主カ其位ヲ脱退スル意思表示ニシテ即チ戸主ハ之ニ依リテ戸主タル地位ヲ喪失シ其相續人代リテ戸主權ヲ取得スルモノトス

第一項 隱居ノ要件

穩居ニハ普通隱居ト特別隱居トノ二種アリ今兩者共通ノ要件ヲ示ストキハ左ノ如シ

(一) 隱居ハ戸主ノ任意ニ出テタルコトヲ要ス 蓋シ隱居ハ戸主タル地位ヲ脱退スル意思表示ニシテ畢竟戸主權ノ拋棄ニ外ナラサレハ性質上他ヨリ強制スヘキニアラス故ニ意思能力ナキ者ハ隱居スルコトヲ得スト雖モ意思能力アル者ハ未成年者ト雖モ尙ホ法定代理人ノ同意ヲ得ルコトヲ要セサルモノトス(民、七五六條)

(二) 其届出ヲ爲スコトル要ス 隱居ハ者及ヒ家督相續人ヨリ市町村長ニ届出ヲ爲

スニ因リテ効力ヲ生スルモノナリ隨テ隱居ハ一ノ要式行ニシテ其ノ効力發生ノ時期ハ届出ノ日ニ在ルモノトス(民、七五七條) 其届出ノ方式ニ付テハ隱居ノ届出ヲ參照スヘシ

第一 普通ノ隱居(民七五二條)

普通隱居トハ戸主カ自由ニ隱居ヲ爲スコトヲ得ル場合ヲ謂フモ此場合ニ於テハ右ニ述ヘタル外左ノ要件ヲ具備スルコトヲ必要トス

(一) 滿六十年以上ナルコト 戸主カ滿六十年以上ニ達シ且次ニ掲クル要件ヲ備フルトキハ自由ニ隱居ヲ爲スコトヲ得ルモノトス然レトモ此要件ハ女戸主ニ付キ適用ナキヲ以テ女戸主ハ年齢ニ拘ハラズ隱居ヲ爲スコトヲ得又女戸主カ有夫ノ者ナルトキハ其夫ノ同意ヲ得ルコトヲ要シ夫ハ正當ノ理由アルニ非サレハ其同意ヲ拒ムコトヲ得サルモノトス(民、七五五條)

(二) 完全ノ能力ヲ有スル家督相續人カ相續ノ單純承認ヲ爲スコト 蓋シ戸主カ隱居シタルトキハ戸主タル身分ヲ失フヲ以テ其戸主ニ代ハルヘキ家督相續人アルコトヲ要スルハ勿論ナリ而シテ其相續人ハ完全ナル能力ヲ有スルコトヲ必要トスルヲ以テ其相續人カ未成年者、禁治產者又ハ準禁治產者ナラサルコトヲ必要トス又相續人

カ完全ナル能力ヲ有スルモ相續ノ單純承認ヲ爲ササルトキハ亦隱居ヲ爲スコト能クハサルモノトス而テ相續ノ單純承認トハ限定承認ニ對スルモノニシテ即チ前戸主ノ財産ノ有無ニ拘ハラヌ前戸主ノ債務ヲ無條件ニテ引受ケ相續ヲ爲ストノ承認ヲ謂フ其詳細ハ相續ノ節ヲ參照スヘシ

第二 特別ノ隱居（民、七五三條七五四條）

特別ノ隱居トハ戸主カ普通隱居ヲ爲スノ要件ヲ具備セサル場合ニ於テ特別ノ事由アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ隱居ヲ爲ス場合ヲ謂フナリ

特別ノ隱居ヲ爲スニハ左ノ要件ヲ具備スルコトヲ要スルモノトス
（一） 戸主カ疾病、本家相續又ハ再與其他已ムコトヲ得サル事由ニ因リテ爾後家政ヲ執ルコト能ハサルニ至リタルトキ又ハ戸主カ婚姻ニ因リテ他家ニ入ラント欲スルトキ 此場合ニ於テハ戸主カ年齡滿六十年未滿ナルト又完全ナル能力ヲ有スル家督相續人カ相續ノ單純承認ヲ爲ササル場合ニ於テモ次ノ要件ヲ具備スルトキハ隱居ヲ爲スコトヲ得ルモノトス然レトモ法定ノ推定家督相續人アラサルトキハ豫メ家督相續人タルヘキ者ヲ定メ其承認ヲ得ルコトヲ要ス其承認ハ單純承認ナルト限家承認ナルトハ之ヲ問ハサルモノトス

（二） 裁判所ノ許可ヲ得ルコト （注意）申請書式ハ第四章裁判所ニ對スル申請ノ部ヲ參照スヘシ

茲ニ注意スヘキハ戸主カ婚姻ニヨリテ他家ニ入ラント欲スル場合ニ於テ裁判所ノ許可ヲ得サルニ拘ハラヌ市町村長カ故意又ハ過失ニ因リ婚姻届ヲ受理シタルトキハ其戸主ハ婚姻ノ日ニ於テ隱居ヲ爲シタルモノト看做サレ亦タ裁判所ノ許可ヲ要セサルモノトス

第二項 隱居ノ取消

隱居者カ第一項ノ要件ヲ具備セサルニ拘ラス市町村長カ隱居届ヲ受理シタルトキハ隱居者ノ親族又ハ檢事ハ隱居届出ノ日ヨリ三箇月内ニ隱居ノ取消ヲ裁判所ヘ請求スルコトヲ得又夫ノ女戸主カ夫ノ同意ヲ得シテ隱居ヲ爲シタルトキハ夫ハ隱居届出ノ日ヨリ三箇月内ニ其取消ヲ裁判所ヘ請求スルコトヲ得ルモノトス（民、七五八條）
隱居者又ハ其家督相續人カ詐欺又ハ強迫ニ因リテ不任意ニ隱居ノ届出ヲ爲シタルトキハ隱居者又ハ家督相續人ハ其詐欺ヲ發見シ又ハ強迫ヲ免レタル日ヨリ一年内ニ隱居ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得ルモノトス然レトモ其詐欺ヲ發見シ又ハ強迫

ヲ免レタル後隱居者又ハ家督相續人カ其隱居ヲ爲スコトヲ追認シタルトキハ其者ヨリ隱居ノ取消ヲ請求スルコトヲ得サルモノトス又隱居者又ハ家督相續人カ詐欺ヲ發見セス又ハ強迫ヲ免レサル間ハ其親族又ハ檢事ヨリ隱居ノ取消ヲ請求スルコトヲ得ルモ其請求後隱居又ハ家督相續人カ詐欺ヲ發見シ又ハ強迫ヲ免レタル後其隱居ヲ追認シタルトキハ親權又ハ檢事ノ取消權ハ消滅ニ歸スルモノトス(民、七五九條)而シテ隱居取消ノ裁判アリタルトキハ戶籍訂正ノ申請ヲ爲スヘク之ニ關スル説明及ヒ書式ハ本章第二章ヲ參照スヘシ

第三項 隱居ノ效力

隱居ハ第一項ニ述ヘタル如ク戶主權ノ拋棄ニシテ適法ナル隱居アリタルトキハ之ト同時ニ家督相續人ハ直ニ戶主トナリ前戶主ニ屬シタル一切ノ權利義務ハ新戶主ニ移轉スルモノトス(家督相續ノ節ヲ參照)唯タ債權者及債務者ニ對抗スルニハ通知ヲ條件トスルコト民法第七六一條ノ規定スル所ナリ

第四項 隱居ノ届出

第一 届出ノ期間(民、七五七條戶、一六七條)

隱居ハ届出ニ因リテ其効力ヲ生スルコト縁組又ハ婚姻ト同一ナルヲ以テ固ヨリ其届出ニ付キ一定ノ期間アルコトナシ其裁判所ノ許可ヲ得テ隱居ヲ爲ス場合ニ於テモ亦タ同シ唯タ隱居取消ノ裁判アリタル場合ニ於テハ一个月内ニ戶籍訂正ノ申請ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第二 届出ノ管轄(戶、四三條五六條)

隱居ノ届出又ハ隱居取消ノ裁判アリタル場合ノ戶籍訂正ノ申請ニ付テハ特別ノ規定ナキヲ以テ第一節通則ノ説明ニ基キ其本籍地又ハ所在地ノ市町村長ニ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス而シテ本籍地ニ爲ス場合ハ届書若クハ申請書ハ一通ニテ足ルモ所在地ニ於テ之ヲ爲ストキハ貳通ヲ要スルモノトス

第三 届出人(民、七五七條戶、一六七條)

隱居ノ届出ハ隱居者及ヒ家督相續人ヨリ之ヲ爲スコトヲ要ス又隱居取消ノ場合ニ於ケル戶籍訂正ノ申請ハ訴ヲ起シタル者ヨリ之ヲ籍スコトヲ爲スルモノトス

第四 届書ノ要件(戶、一一五條五八條)

隱居ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス

- (一) 隱居者ノ氏名、出生ノ年月日及ヒ本籍
 - (二) 家督相續人ノ氏名、出生ノ年月日並ニ本籍及ヒ家督相續人ト隱居者トノ續柄
 - (三) 隱居ノ原因
- 裁判所ノ許可ヲ得テ隱居ヲ爲ス場合ニ於テハ届出人ハ届書ニ裁判ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要シ又隱居ノ届書ニハ家督相續人ノ承認ノ證書ヲ添ヘ又ハ承認ヲ爲シタル者ヲシテ届書ニ其旨ヲ附記シ之ニ署名捺印セシムルコトヲ要ス有夫ノ女戸主カ隱居ヲ爲ス場合ニ於テハ届書ニ夫ノ同意ヲ添付スルカ又ハ夫ヲシテ届書ニ同意ノ旨ヲ附記シ之ニ署名捺印セシムルコトヲ要スルモノトス
- 又隱居取消ノ裁判アリタル場合ニ於テ戸籍訂正ノ申請ヲ爲スニハ取消ノ裁判ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要スルモノトス(戸、一六七條) 尙ホ第二章ヲ參照スヘシ

●普通隱居ノ場合ノ届書式

隱居届 (用紙半紙 届書壹通)

東京市京橋區東港町八番地戸主
隱居者 河合仁作

年月日生

右仁作滿六十歳ナルヲ以テ家政ヲ執ルコト能ハサルニ付キ隱居

家督相續人 仁作長男 河合仁太郎

年月日生

右隱居及御届候也

大正 年 月 日

右届出人 河合仁作

河合仁太郎

東京市京橋區長 何 某殿

右家督相續ノ單純承認ヲ爲ス

家督相續人 河合仁太郎

●女戸主カ隠居ヲ爲ス場合ノ届書式

隠居届 (用紙半紙 届書壹通)

東京市本所區林町拾七番地戸主

隠居者 山川浪子

年月日生

右浪子疾病ニ因リ家政ヲ執ルコト能ハサルニ付キ隠居

家督相續人 浪子長男 山川音吉

年月日生

右隠居及御届候也

大正 年 月 日

右届出人 山川浪子

山川音吉

東京市本所區長 何 某殿

右家督相續ノ單純承認ヲ爲ス

家督相續人 山川音吉

(注意) 女戸主ニ夫アルトキハ更ニ左ノ如ク附記スルコトヲ要ス
右隠居ニ同意ス

夫 何

某 年月日生

●他家ニ在ル者ヲ家督相續人ニ指定シテ隠居スル場合ノ届書式

隠居届 (用紙半紙 届書壹通)

東京市麻布區飯倉町六番地戸主

隠居者 高木一郎

年月日生

右一郎滿六十歳以上ニシテ家政ヲ執ルコト能ハサルニ付キ隠居

東京市赤坂區傳馬町拾五番地

戸主高木昇平二男

家督相續人 一郎ノ甥 高木幸之助

年月日生

右隱居及御届候也

大正 年 月 日

右届出人

高木 一郎 ㊦
高木 幸之助 ㊦

東京市麻布區長 何 某殿

右家督相續人ノ單純承認ヲ爲ス

家督相續人 高木 幸之助 ㊦

◎裁判所ノ許可ヲ得テ隱居ヲ爲ス場合ノ届書式

隱 居 届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市深川區富吉町拾番地戸主

隱居者 佐藤 清七

右清七本家ヲ相續スル爲メ大正 年 月 日裁判所ノ許可ヲ得隱居

年月日生

家督相續人 清七長男 佐藤 新平

年月日生

右隱居致候間裁判ノ謄本相添及御届候也

大正 年 月 日

右届出人

佐藤 清七 ㊦
佐藤 新平 ㊦

東京市深川區長 何 某殿

◎裁判所ノ許可ヲ得テ隱居ヲ爲ス場合ノ届書式

隱 居 届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市牛込區通寺町七番地戸主

隱居者 北川 よし

家督相續人よし弟北川 定吉

右よし婚姻ニ依リ他家ニ入ルニ付大正 年 月 日裁判所ノ許可ヲ得
隱居

右隱居致候間裁判ノ謄本相添及御届候也

大正 年 月 日

右届出人 北川 よし

北川 定吉

東京市牛込區長何某 殿

右家督相續ヲ承認致候

家督相續人 北川 定吉

第十節 死亡及ヒ失踪

第一項 死亡

人ハ出生ニ因リ私權ヲ享有シ法律上權利義務ノ主體トナリ死亡ニ因リテ其權利義務ヲ喪失ス人ノ死亡ハ法律上種々ナル効果ヲ生ス即チ死亡者カ戸主ナルトキハ其死亡ト同時ニ家督相續ハ開始シ又死亡者カ家族ナルトキハ其遺産相續カ開始シテ孰レモ其相續人カ之ヲ相續スルモノトス又死亡者カ親權ヲ行フ父ナルトキハ死亡ト同時ニ親權ハ母ニ移リ親權ヲ行フ母カ死亡シタルトキハ後見開始シ又死亡ハ之ト同時ニ其夫婦間ノ婚姻ハ消滅スルヲ以テ配偶者ノ一方ノ死亡シタル後ニ於テハ他ノ一方ハ自由ニ再婚ヲ爲スコトヲ得ルモノトス但女ハ前夫ノ死亡後六ヶ月ヲ經過シタル後ニ非サレハ再婚ヲスルコト能ハサルハ既ニ婚姻ニ付キ述ヘタル所ナリ

第二項 死亡ノ届出

第一 届出期間（戸、一一六條一二二條）

死亡者アリタルトキハ届出義務者ハ其死亡ノ事實ヲ知リタル日ヨリ七日内ニ其届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス又死亡者ノ本籍分明ナラス又ハ死亡者ヲ認識スル能ハ

サル爲メ警察官ヨリ死亡地ノ市町村長ニ報告ヲ爲シタル後死亡者ノ戸主又ハ同居者カ死亡者ヲ認識シタルトキハ十日内ニ死亡ノ届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第二 届出ノ管轄（戸、四三條一八條五六條）

死亡届出ハ死亡地又ハ死亡者ノ本籍地若クハ届出人ノ所在地ノ市町村長ニ之ヲ爲スヘキモノトス死亡者ノ本籍地ニ届出ヲ爲ス場合ニハ届書ハ一通ニテ足ルモ届出人ノ所在地又ハ死亡地ニ届出ヲ爲ス場合ニ於テ其地カ死亡者ノ本籍地ト異ナルトキハ届書ハ二通ヲ要スルモノトス

汽軍又ハ航海日誌ヲ備ヘサル船舶中ニテ死亡シタル者アリタル場合ニ於テハ其汽車又ハ船舶ノ到達地ニ於テモ亦タ死亡ノ届出ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

第三 届出義務者（戸、一一七條一二三條七六條）

左ニ掲ケタル者ハ其順序ニ從ヒ死亡ノ届出ヲ爲ス義務ヲ負フモノトス然レトモ其順序ニ拘ハラズ届出ヲ爲スハ固ヨリ妨ケナキ所ナリトス

- (一) 戸主
- (二) 同居者
- (三) 家主、地主又ハ家屋若クハ土地ノ管理人

病院、監獄其他公設所ニ於テ死亡者アリタル場合ニ於テ右ニ掲ケタル者ヨリ届出ヲ爲スコト能ハサルトキハ公設所長若クハ管理人ヨリ死亡ノ届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第四 届書ノ要件（戸、一一六條）

死亡ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス

- (一) 死亡者ノ氏名、本籍及ヒ職業
 - (二) 死亡ノ年月日時及ヒ場所
 - (三) 死亡者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ戸主ト死亡者トノ續柄
- 右ノ届書ニハ醫師ノ診断書若クハ検案書又ハ警察官ノ檢視調書ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要スルモノトス
- 尙ホ届出ノ方式ニ付テハ第一節通則ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ参照スヘシ

●戸主ノ死亡シタル場合ノ届書式

死亡届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市日本橋區久松町五番地
戸主會社員

佐藤鶴之助

死亡ノ時 大正 年 月 日午後 時

死亡ノ場所 東京市日本橋區久松町五番地

右死亡診斷書相添及御届候也

大正 年 月 日

右届出人

鶴之助長男同居者

佐藤鐵造

年 月 日生

東京市日本橋區長 何 某殿

◎家族ノ死亡シタル場合ノ届書式

死亡届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市赤坂區傳馬町拾番地
戸主岡田金藏妹無職業

岡田しん

死亡ノ時 大正 年 月 日午後 時

死亡ノ場所 東京市赤坂區傳馬町拾番地

右死亡診斷書相添及御届候也

大正 年 月 日

右届出人

戸主 岡田金藏

年 月 日生

東京市赤坂區長 何 某殿

(注意) 戸主若シ未成年者ニシテ親權者ヨリ届出ヲ爲ス場合ハ左ノ例ニ依ルヘシ

戸主金藏（年 月 日生）未成年者ニ付親權ヲ行フ父又ハ母

岡 田 何 某

年 月 日生

後見人ヨリ届出ヲ爲ス場合又本例ニ準スヘシ

◎所在地ニ於テ届出ヲ爲ス場合ノ届書式

死 亡 届

（用紙半紙
届書式通）

幹岡縣濱松市市田町六拾五番地

戸主吳服商

井 上 辰 吉

死 亡 ノ 時 大 正 年 月 日 午 前 時

死 亡 ノ 場 所 東 京 市 神 田 區 五 軒 町 拾 貳 番 地

右死亡診斷書相添及御届候也

大 正 年 月 日

所在地東京市神田區五軒町拾貳番地

右辰吉妻

右届出人同居者

井 上 キ ミ

年 月 日生

東京市神田區長 何 某殿

◎家主ヨリ死亡届ヲ爲ス場合ノ届書式

死 亡 届

（用紙半紙
届書式通）

千葉縣千葉郡干城村百六番地戸主農

所在地東京市本郷區東片町壹番地

田 島 榮 助

死 亡 ノ 時 大 正 年 月 日 午 前 時

人事法書式便覽

死亡ノ場所 東京市本郷區東片町壹番地

右死亡診斷書相添及御届候也

東京市本郷區東片町八番地戸主

届出人 家主 水野 六兵衛

東京市本郷區長 何 某殿

年月日生

(注意) 地主、家屋又ハ土地管理人ヨリ届出ヲ爲ス場合亦本例ニ準スヘシ

第三項 失踪

失踪トハ一定ノ期間生死不明ナル者ヲ死亡シタルモノト看做スノ制度ナリ蓋シ不在者ノ生死不明ナルトキハ之者ニ關スル一切ノ法律上ノ關係ハ不確定ナリ然トモ生死不明ナルカ爲メニ永ク之ヲ不確定ノ狀態ニ抛任スルコトヲ得サルヲ以テ一定ノ期間

ヲ定メ之ヲ確定スル必要アリ之レ失踪ナル制度ノ存スル所以ナリ左ニ失踪ノ宣告ハ其効力及ヒ失踪宣告取消ニ付キ説明スヘシ

第一 失踪ノ宣告(民、三〇條)

不在者ノ生死カ七年間分明ナラサルトキハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ失踪ノ宣告ヲ爲スヘキモノトス
戰地ニ臨ミタル者、沈没シタル船舶中ニ在リタル者、其他死亡ノ原因タルヘキ危難ニ遭遇シタル者ノ生死カ其戰爭ノ止ミタル後、船舶ノ沈没シタル後又ハ其他ノ危難ノ去リタル後三年間分明ナラサルトキニハ亦タ利害關係人ノ請求ニ因リ、裁判所ニ於テ失踪ノ宣告ヲ爲スコトヲ得ヘキモノトス

第二 失踪宣告ノ効力(民、三一條)

失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ右ニ述ヘタル區別ニ從ヒ其期間ノ滿了シタル時ニ於テ死亡シタルモノト看做サルモノトス故ニ失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ死亡ニ付キ述ヘタルト同一ノ効果ヲ生スルモノトス

第三 失踪宣告ノ取消(民、三二條)

失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ノ生存スルコト又ハ右ノ期間滿了ノ時ト異リタル時ニ死亡

シタルコトノ證明アルトキハ裁判所ハ本人又ハ利害關係人ノ請求ニ因リ先ニ爲シタル失踪ノ宣告ヲ取消スヘキモノトス而シテ此取消アルモ失踪ノ宣告後其取消前ニ善意ヲ以テ爲シタル行爲ハ之カ爲メニ其効力ヲ變コトナシ故ニ例ヘハ失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ノ配偶者カ他ノ者ト婚姻シタル後ニ於テ失踪者ノ生存スルコト分明トナリ其宣告ヲ取消ササルモ婚姻ノ効力ニハ何等ノ影響ナキカ如シ然レトモ失踪ノ宣告ニ因リテ財産ヲ得タル者ハ其取消ニ因リテ權利ヲ失ヒ現存スル財産ハ之ヲ返還スルコトヲ要スルモノトス而シテ其取消アリタルトキハ戶籍ノ訂正ヲ申請スヘキコトハ次項ニ述ルカ如シ

第四項 失踪ノ届出

第一 届出ノ管轄（戸、四三條五六條）

失踪宣告ノ届出又ハ其取消アリタル場合ノ戶籍訂正ノ申請ハ本人ノ本籍地又ハ届出人若クハ申請人ノ所在地ノ市町村長ニ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス隨テ本籍地ニ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ届書ハ一通ヲ以テ足ルモ所在地ニ届出ヲ爲ス場合ニ於テ本人ノ本籍地カ異ナルトキハ届書ハ二通ヲ要スルモノトス

第二 届出ノ期間（戸、一二四條一六七條）

失踪ノ宣告アリタルトキハ其宣告ヲ請求シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ其届出ヲ爲シ失踪宣告ノ取消アリタルトキハ其取消ヲ請求シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ一箇月内ニ戶籍訂正ノ申請ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第三 届出義務者（戸、一二四條一六七條）

失踪宣告ノ届出又ハ其取消アリタル場合ニ於テ戶籍訂正ノ申請ハ孰レモ訴ヲ提起シタル者ヨリ之ヲ爲スヘキモノトス

第四 届書ノ要件（戸、一二四條）

失踪宣告ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス

(一) 失踪者ノ氏名及ヒ本籍

(二) 失踪期間滿了ノ日

(三) 失踪者カ家族ナルトキハ戶主ノ氏名及ヒ戶主ト失踪者トノ續柄

右ノ届書ニハ失踪宣告ノ裁判ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス又失踪ノ宣告取消ノ場合ニ於テ戶籍訂正ノ申請ヲ爲スニハ取消ノ裁判ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要スルモノトス尙届出ノ方式ニ付テハ第一節通則、戶籍訂正ノ部ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ参照スヘシ

●失踪届書式

失 踪 届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市芝區宇田川町八番地

戸主矢崎傳吉弟

矢崎 八 太 郎

大正 年 月 日失踪宣告

大正 年 月 日七年ノ期間滿了

右失踪別紙裁判ノ謄本相添及御届候也

大正 年 月 日

右宣告請求者 八太郎兄戸主

矢 崎 傳 吉 印

年 月 日生

東京市芝區長 何 某殿

(注意) 届出人カ本籍地ヲ異ニスルトキハ肩書ニ其本籍地ヲ記載スヘシ

●失踪宣告取消ノ場合ニ於ケル戸籍訂正ノ申請書式

戸籍訂正申請

(用紙半紙
申請書壹通)

東京市芝區宇田川町八番地

戸主矢崎傳吉弟

失 踪 者

矢 崎 八 太 郎

右八太郎失踪大正 年 月 日届出候處失踪宣告取消ノ裁判大正 年 月 日確定

致候ニ付前記届出ニ基ク戸籍ハ訂正相成度別紙裁判ノ謄本相添此段申請候也

大正 年 月 日

右取消請求者八太郎兄戸主

矢 崎 傳 吉 印

年 月 日生

東京市芝區長 何 某殿

(注意) 申請人カ本籍地ヲ異ニスルトキハ其肩書ニ本籍地ヲ記載スヘク尙ホ戸籍法

第一六七條ヲ参照スヘシ

人事法書式便覽

第十一節 家督相續

第一項 家督相續ノ開始

家督相續トハ家督相續人ヲシテ戸主タル身分ヲ承繼セシメ其結果トシテ前戸主ノ有セシ一切ノ權利義務ニシテ其一身ニ專屬セサルモノヲ承繼セシムルモノトス故ニ家督相續ハ戸主ノ變更ニシテ戸主カ其身分ヲ喪失スル場合ニ開始スルモノトス(民、九六四條)

家督相續ハ左ノ場合ニ於テ開始スルモノトス

- 第一 戸主ノ死亡、隱居又ハ國籍喪失 戸主カ死亡シ又ハ隱居シタルトキハ其家ニ戸主ヲ失ヒ又戸主カ日本ノ國籍ヲ失ヒタルトキハ之ト同時ニ戸主タル身分ヲ失フヲ以テ家督相續ハ開始シ相續人カ代ツテ其家ノ戸主ナルモノトス
- 第二 戸主カ婚姻又ハ養子縁組ノ取消ニ因リ其家ヲ去リタルトキ 婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入りタル者カ其家ノ戸主トナルモ其婚姻又ハ縁組カ取消サルトキハ其者ハ實家ニ復籍シ其婚家又ハ養家ハ戸主ヲ喪失スルノ結果當然家督相續ハ開始シ其家督相續人ハ代ツテ戸主トナルモノトス

- 第三 女戸主ノ入夫婚姻又ハ入夫ノ離婚 女戸主カ入夫婚姻ヲ爲シタルトキハ女戸主ノ家督相續ハ開始シ入夫カ其相續ヲ爲シ戸主トナルモノトス然トモ當事者カ婚姻ノ當時反對ノ意思表示ヲ爲シタルトキハ女戸主ハ依然戸主ニシテ入夫婚姻ノ爲メニ家督相續ハ開始セサルモノトス之ヲ以テ入夫カ戸主トナリタル後離婚シタルトキハ家督相續ハ開始スヘキモノトス

第二項 家督相續人ノ要件

家督相續人タルニハ左ノ要件ヲ具備スルコトヲ要スルモノトス

- 第一 相續開始ノ當時生存スルコト 家督相續モ亦一ノ權利關係ナルヲ以テ家督相續ノ開始シタル當時ニ於テ生存スルコトヲ必要トス然トモ胎兒ハ特別ノ規定ニ因リ家督相續ニ付キ既ニ生レタル者ト看做スヲ以テ家督相續開始ノ當時未タ出生セサルモ既ニ生レタルモノトシテ其家督相續人トナルモノトス但其胎兒カ死體ニテ生レタルトキハ全然相續人ト爲ルコト能ハサルハ勿論ナリ
- 第二 法律上ノ缺格者ナラサルコト(民、九六九條)
法律上ノ缺格者トハ法律ノ規定ニ因リ家督相續人トナルノ權利ヲ剝奪シタル者ヲ謂

ヒ左ニ掲クルモノヲ其原因トス

- (一) 故意ニ被相続人又ハ家督相續ニ付キ先順位ニ在ル者ヲ死ニ致シ又ハ死ニ致サントシタル爲メ刑ニ處セラレタル者
 - (二) 被相続人ノ殺害セラレタルコトヲ知リテ之ヲ告發又ハ告訴ヲセサリシ者但其ニ是非ノ辨別ナキトキ又ハ殺害者カ自己ノ配偶者若クハ直系血族ナリシトキハ此限ニ在ラス
 - (三) 詐欺又ハ強迫ニ因リ被相続人カ相續ニ關スル遺言ヲ爲シ、之ヲ取消シ又ハ之ヲ變更スルコトヲ妨ケタル者
 - (四) 詐欺又ハ強迫ニ因リ被相続人ヲシテ相續ニ關スル遺言ヲ爲サシメ、之ヲ取消サシメ又ハ之ヲ變更セシメタル者
 - (五) 相續ニ關スル被相続人ノ遺言書ヲ偽造、變造、毀滅又ハ藏匿シタル者
- 第四 廢除ノ裁判ヲ受サルコト(民、九七五條)
- 家督相續人ノ廢除トハ被相続人カ法定ノ推定家督相續人ニ付キ法定ノ原因存スル場合ニ於テ裁判ニ因リ其相續權ヲ剝奪スルヲ謂フ尙ホ第十二節家督相續人廢除ノ節ヲ參照スヘシ

第三項 家督相續人ノ順位

家督相續人ニハ第一種ノ法定家督相續人、指定家督相續人、第一種ノ選定家督相續人、第二種ノ法定家督相續人及ヒ第二種ノ選定家督相續人ノ五種アリ是等ノ家督相續人ハ左ノ順位ニ依リ家督相續人トナルモノトス

第一 第一種ノ法定家督相續人(民、九七〇條)

被相続人ノ家族タル直系卑屬ハ左ノ順位ニ從ヒ家督相續人ト爲ルモノトス而シテ其順位最先ノ地位ニ在ル者ヲ法定ノ推定家督相續人ト稱ス

- (一) 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ於テハ其近キ者ヲ先ニス 例ヘハ被相続人ニ子ト孫トアルトキハ子ハ孫ニ先立チテ家督相續人トナルカ如シ
- (二) 親等ノ同シキ者ノ間ニ於テハ男ヲ先ニス 即チ男女數人ノ子アルトキハ男子ハ女子ニ先立チテ家督相續人トナルモノナルモトス若シ被相続人ニ子ナクシテ孫カ數名アルトキ亦同シ
- (三) 親等ノ同シキ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニス 即チ親等ノ同一ナル男ト男トノ間又ハ女ト女トノ間ニ於テハ嫡出子ヲ先ニスルモノトス此原則ハ男子ト

女子トノ間ニ適用ナキヲ以テ庶子タル男子ト嫡出子タル女子トノ順位ハ二ノ原則ニ依ルヘキモノトス

(四) 親等ノ同シキ嫡出子、庶子及ヒ私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及ヒ庶子ハ女ト雖モ之ヲ私生子ヨリ先ニス 即チ嫡出子ト庶子トノ間ニ於テハ先ニ述ヘタル如ク嫡出子タル女ハ庶子タル男ニ先キ立ツコト能ハスト雖モ嫡出子又ハ庶子タル女ハ私生子タル男ニ先立チテ家督相續人トナルモノトス

(五) 前四項ニ掲ケタル事項ニ付キ相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス 本項ヲ適用スルニ當リ幼長ノ順序ハ一ニ出生ノ前後ニ因リテ之ヲ定ムヘキモ父母カ婚姻ヲ爲シタル爲メ庶子カ嫡出子タル身分ヲ取得シ父母カ婚姻中私生子ヲ認知シタル爲メ嫡出子タル身分ヲ取得シ又ハ養子縁組ニ因リ嫡出子タル身分ヲ取得シタル者ハ家督相續ニ付テハ其嫡出子タル身分ヲ取得シタル時ニ生レタルモノト看做サルヲ以テ此時ニ出生シタルモノトシテ年齢ヲ計算シ以テ年長者ナルヤ否ヤヲ定ムルコトヲ要スルモノトス 被相續人ノ直系卑屬ハ以上ニ掲ケタル順序ニ依リ家督相續人トナルモノトス然レトモ法律ハ此原則ニ對シ左ノ例外ヲ設ケタリ

例外一、入夫婚姻 女戸主カ入夫婚姻ヲ爲シタルトキハ其入夫カ戸主トナルヲ以テ其ノ女戸主ニ直系卑屬アルモ入夫ハ之ニ先立チテ家督相續ヲ爲スモノトス(民、九七一條)

例外二、入籍シタル直系卑屬 此場合ニ於テハ其直系卑屬ハ其家ニ嫡出子又ハ庶子タル他ノ直系卑屬ナキ場合ニ限ルモノニシテ其嫡出子又ハ庶子タル他ノ直系卑屬アル場合ニ於テハ家督相續人ト爲ルコト能ハサルモノトス(民、九七二條)

例外三、法定ノ推定家督相續人ノ姉妹ノ爲メニ爲ス男子養子 此場合ニ於テハ養子ト爲リタル男子ハ法定ノ推定家督相續人タル男子ニ先キ立ツコト能ハサルモノトス(民、九七三條)

例外四、法定ノ推定家督相續人カ相續開始前ニ死亡シ又ハ其相續ヲ失ヒタルトキ 此場合ニ於テ其法定ノ推定ノ家督相續人ニ直系卑屬アルトキハ其直系卑屬ハ其者ト同一ノ順位ニ於テ家督相續人トナルモノトス隨テ親等之等ノ者ヨリ近キ者アルモノニ先キ立ツコト能サルモノトス(民、九七四條)

第二 指定家督相續人(民、九七九條)
指定家督相續人ニ付テハ本章第十三節ヲ參照スヘシ

第三 第一種ノ選定家督相續人(民、九八二條)

以上第一第二ニ述ヘタル法定又ハ指定ノ家督相續人ナキトキハ第三順位トシテ特定ノ者カ其家督相續人ヲ選定スルコトヲ得ルモノニシテ即チ左ノ如シ

甲 家督相續人ヲ選定スヘキ者

法定又ハ指定ノ家督相續人ナキ場合ニ於テ其家ニ被相續人ノ父アルトキハ父、父アラサルトキ又ハ父カ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ母、父母共ニアラサルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ親族會ニ於テ其家督相續人ヲ選定スルモノトス

乙 家督相續人ニ選定セララルヘキ者

選定ハ左ノ順序ニ從ヒ被相續人ノ家族中ヨリ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

- (一) 被相續人ノ配偶者但家女ナルトキ
- (二) 被相續人ノ兄弟
- (三) 被相續人ノ姉妹
- (四) (一)ニ該當セサル被相續人ノ配偶者
- (五) 被相續人ノ兄弟姉妹ノ直系卑屬

選定順序ハ濫リニ之ヲ變更スルコト能ハスト雖モ正當ノ事由アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ其順序ヲ變更シ又ハ全然其選定ヲ爲ササルコトヲ得ヘシ(民、九八三條)

(注意) 家督相續人選定順序變更許可ノ申請及ヒ家督相續人不選許可ノ申請書式ハ第四章裁判所ニ對スル申請ノ部ヲ参照スヘシ

第四 第二種ノ法定家督相續人(民、九八四條)

第一種ノ法定又ハ指定ノ家督相續人及ヒ第一種ノ選定家督相續人ナキ場合ニ於テハ第四位トシテ其家ニ在ル被相續人ノ直系尊屬中親等ノ最モ近キ者其家督相續人トナリ親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ハ女ニ先立チテ家督相續人トナルモノトス

第五 第二種ノ選定家督相續人(民、九八五條)

以上ニ述ヘタル第一種ノ法定又ハ指定ノ家督相續人ナク又第一種ノ選定家督相續人及ヒ第二種ノ法定家督相續人(直系尊屬)ナキトキハ第五位ノ相續人トシテ親族會ハ左ニ掲クル者ノ中ヨリ家督相續人ヲ選定スヘキモノトス

- (一) 被相續人ノ親族、家族、分家ノ戸主又ハ本家若クハ分家ノ家族ヨリ
- (二) 右ニ掲ケタル者ノ中ニ家督相續人タルヘキ者ナキトキハ他人ノヨリ
- 右(一)ニ掲ケタル者ノ中家督相續人タルヘキ者アリタルトキハ親族會ハ其者ヲ家督相

續人ニ選定スヘク直ニ他人ヲ選定スルコト能ハスト雖モ正當ノ事由アル場合ニ限り親族會ハ裁判所ノ許可ヲ得テ他人ヲ選定スルコトヲ得ルモノトス(非訟九四條民、九六五條)

(注意) 他人ヲ家督相續人ニ選定スル許可ノ申請書式ハ第四章裁判所ニ對スル申請ノ部ヲ参照スヘシ

第四項 家督相續ノ效力

家督相續カ開始シ家督相續人カ其相續ヲ爲シタルトキハ身分上及ヒ財産上ニ關シ種々ナル效力ヲ生ス左ニ之ヲ略述スヘシ

第一 身分上ニ及ホス効力(民、九八六條八七四條)

家督相續ノ身分上ニ及ホス効力ハ畢竟戸主權ノ承繼ニシテ家督相續人カ舊戸主ニ代ツテ其身分ヲ承繼スルニ在リ即チ

(一) 舊戸主カ其家ニ在ルトキハ家族ノ一員ト爲リ新戸主ノ戸主權ニ服スヘク

(二) 新戸主カ養子ナルトキ其家督相續ト同時ニ離縁ヲ爲スコト能ハサルノ結果ヲ

生スルモノトス

其他新戸主ハ其家族ニ對シ一切ノ戸主權ヲ行フコトヲ得ルニ至ルコトハ家督相續カ戸主權ノ繼承ニ照シ疑ヒナカルヘシ

第二 財産上ニ及ホス効力(民、九八六條九八八條)

家督相續人ハ相續開始ノ時ヨリ前戸主ノ有セシ總テノ權利義務ヲ承繼シ前戸主ハ其權利義務ヲ喪失スルモノトス然トモ左ノ例外アリ

(一) 前戸主ノ一身ニ專屬スル權利義務 前戸主主權ノ一身ニ專屬スル權利義務トハ例ハ年金權ノ如キ又ハ舊戸主ノ勞務ヲ目的トスル如キ其權利者又ハ義務者ノ一身ヲ目的トスルモノハ新戸主ニ於テ承繼スルコトヲ能ハサルモノトス故ニ此種ノ權利義務ハ前戸主カ戸主權ヲ失フモ其權利ヲ失ヒ義務ヲ免ルルコト能ハサルモノトス

(二) 前戸主ノ留保シタル財産 隱居者又ハ入夫婚姻ヲ爲ス女戸主ハ家督相續ニ因リ其戸主權ヲ失フト雖モ其財産ヲ留保シ新戸主ニ其承繼ヲ許爲サシメサルコトヲ得ルモノトス然トモ隱居者又ハ女戸主カ留保スルニハ左ノ要件ヲ具備スルコトヲ必要トス

(イ) 確定日附アル證書ヲ以テ之ヲ爲スコト 即チ公證人又ハ登記所ニ於テ日附印

ヲ捺シタル私署證書又ハ公正證書ヲ以テスルコトヲ要スルナリ（民施、四條以下）
 (ロ) 家督相續人ノ遺留分ヲ害セザルコト 遺留分トハ家督相續人カ必ス承繼スルコトヲ得ル財産ノ分量ヲ謂フ即チ家督相續人タル直系卑屬ハ遺留分トシテ被相續人ノ財産ノ半額ヲ受ケ此他ノ家督相續人ハ遺留分トシテ被相續人ノ財産ノ三分ノ一ヲ受クルモノトス（民、一一三〇條）
 (二) 家督相續人カ限定承認ヲ爲シタル場合 即チ家督相續カ相續人ヲ承認スルモ被相續人ノ債務者ハ其財産ノ範圍ニ限定シテ之ヲ承繼スルコトヲ謂フ故ニ家督相續人カ限定承認ヲ爲シタルトキハ前戸主ノ債務ハ其財産ヲ以テ辨濟シ得ルモノノ外其相續人ニ於テ辨濟ノ義務ナキモノトス

第五項 家督相續ノ届出

第一 届出期間（戸、一二五條一二七條一二八條一二九條）

家督相續ノ届出ハ戸主ト爲リタル者カ其事實ヲ知リタル日ヨリ一箇月内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス又戸主ト爲リタル者カ外國ニ在ル場合ニ於テハ三箇月内ニ届書ヲ發送スルヲ以テ足ルモノトス唯茲ニ注意スヘキハ入夫婚姻ニヨリ戸主トナリタル場合ニ於

テハ婚姻届ニ其旨ヲ記載スヘキヲ以テ相續届出ハ之ヲ爲スコトヲ要セザルモノトス

家督相續回復ノ裁判カ確定シタルトキハ裁判確定ノ日ヨリ一ヶ月内ニ其届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

家督相續人カ胎兒ナルトキハ其母カ相續ノ開始アリタルコトヲ知リタル日ヨリ一箇月内ニ其届出ヲ爲スコトヲ要ス又其届出ヲ爲シタル後其胎兒カ死體ニテ生レタルトキハ母ハ一ヶ月内ニ其旨ヲ届出ルコトヲ要シ若シ母カ其届出ヲ爲ササルトキハ家督相續人ハ死産ノ事實ヲ知リタル日ヨリ一箇月内ニ其旨ヲ届出ルコトヲ要スルモノトス

第二 届出ノ管轄（戸、一二五條五六條）

家督相續ノ届出ハ被相續人ノ本籍地ノ市町村長ニ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス而シテ其届書ハ一通ニテ足ルモ若シ他家ニ在ル者カ相續ヲ爲ス場合ニ於テ其相續人カ被相續人ト本籍ヲ異ニスルトキハ届書ハ二通ヲ必要トス

第三 届出義務者（戸、一二五條一二七條一二八條一二九條）

届出義務者ハ左ノ如シ

- (一) 家督相續人ニ因リ戸主ト爲リタル者
- (二) 家督相續回復ノ裁判確定シタルトキハ其訴ヲ提起シタル者
- (三) 胎兒カ家督相續人ナルトキハ其母
- (四) 胎兒カ家督相續人トナリ其届出ヲ爲シタル後其胎兒カ死體ニテ生レタル場合ニ於テハ其母又ハ家督相續人

第四 届書ノ要件(戸、一二五條乃至一二九條)

家督相續届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス

- (一) 家督相續ノ原因及ヒ戸主トナリタル年月日
 - (二) 前戸主ノ氏名及ヒ前主ト戸主トノ續柄
- 戸主ト爲リタル者カ選定ニ因ル家督相續人ナルトキハ届書ニ選定ニ關スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス又家督相續回復ニ於テ相續届爲スニハ裁判ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要スルモノトス
- 家督相續人カ胎兒ナルトキハ左ノ事項ヲ記載シ醫師ノ診斷書ヲ添へ其届出ヲ爲スコトヲ要ス
- (一) 家督相續ノ原因及ヒ相續開始ノ年月日

(一) 家督相續人カ胎兒ナルコト

(二) 前戸主ノ氏名及ヒ前戸主ト家督相續人トノ續柄

又家督相續人タル胎兒カ死體ニテ生レタル場合ニ於テ其旨ヲ届出ルニハ醫師又ハ産婆ノ檢案書ヲ添付スルコトヲ要スルモノトス

●死亡ニ因リ長男家督相續ノ場合ノ届書式

家督相續届

(用紙半紙 届書壹通)

東京市四谷區鹽町拾五地戸主

前戸主古山五郎長男 古山 仙太郎

年月日生

大正 年 月 日前戸主五郎と死亡ニ因リ家督相續戸主ト爲ス
右家督相續及御届候也

大正 年 月 日

東京市四谷區長 何 某殿

右届出人 古山 仙太郎 ㊦

(注意) 戸主死亡ニ因ル普通ノ相續届ハ本例ニ依ルヘク又戸主カ失踪ノ宣告ヲ受ケタル場合ハ本例ニ準シ其相續ノ原因及ヒ戸主ト爲リタル年月日ハ左ノ例ニ依ルヘシ
大正 年 月 日(期間滿了ノ日時) 前戸主五郎失踪宣言ニ因リ家督相續戸主トナル又相續人未成年者又ハ禁治産者ニ付其親權者又ハ後見人ヨリ届出ヲ爲ス場合ハ左ノ例ニ依ルヘシ

右仙太郎未成年者(禁治産者)ニ付キ後見人(親權者)

右届出人 何

某 ㊦

又後見人カ本籍地ヲ異ニスルトキハ届書ニ之ヲ記載スヘシ

●死亡ニ因リ養子カ家督相續ノ場合ノ届書式

家督相續届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市本所區龍岡町拾參番地戸主

前戸主野田甚藏養子 野田 達次郎

年 月 生日

大正 年 月 日前戸主養父甚藏死亡ニ因リ家督相續戸主ト爲ル
右家督相續及御届候也

大正 年 月 日

東京市本所區長 何 某殿

右届出人 野田 達次郎 ㊦

●指定又ハ選定ニ因リ其家族カ家督相續シタル場合ノ届書式

家督相續届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市下谷區黒門町五拾八番地戸主

前戸主鈴木四郎弟 鈴木 音 造

年月日生

大正 年 月 日 前戸主四郎死亡指定(又ハ選定)ニ因リ家督相續戸主ト爲ル
右家督相續及御届ニ候也

大正 年 月 日

右届出人 鈴木 音 造 印

東京市下谷區長 何 某殿

(注意) 選定ニ因リ家督相續ノ届出ヲ爲ス場合ニハ選定ヲ證スル書面ヲ添附スルコ
トヲ必要トス

◎選定又ハ指定ニ因リ他家ヲ相續スル場合ノ届書式

家督相續届 (用紙半紙 届書貳通)

東京市日本橋區濱町參番地戸主

父 井田清助 一男
母 カヨ 一男

前戸主金子六治從弟 金子 慎 助

年月日生

右東京市神田區鍋町六番地戸主井田清助二男大正 年 月 日 前戸主六治死亡
選定(又ハ指定)ニ因リ家督相續戸主ト爲ル

右續家督相續及御届候也

大正 年 月 日

右届出人 金子 慎 助 印

東京市日本橋區長 何 某殿

(注意) 前例ノ注意ヲ參照スヘシ

◎妻子アル廢家者カ他家ノ相續ヲ爲ス場合届書式

家督相續届 (用紙半紙 届書壹通)

東京市本所區橫網町拾五番地戸主

父 河野伊平
母 かね四男

前戸主河野太吉

河野 末吉

年月日生

右東京市本所區林町九番地廢家元戸主大正 年 月 日前戸主太吉死亡選定(又ハ指定)ニ因リ家督相續戸主ト爲ル

父 山本仙吉
母 ユキ長女

夫ニ從ヒ其家ニ入ル末吉妻

く わ

年月日生

父ニ從ヒ其家ニ入ル長男

幸 吉

年月日生

右家督相續及御届候也

大正 年 月 日

東京市本所區長 何 某殿

右届出人 河野 末吉

某殿

●胎兒カ家督相續ヲ爲シタル場合届書式

家督相續開始届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市淺草區小島町八番地戸主

前戸主中山五助

家督相續人

胎

兒

大正 年 月 日前戸主五助死亡ニ因リ相續開始

右家督相續人別紙診斷書相添及御届候也

大正 年 月 日

東京市淺草區長 何 某殿

東京市淺草區小島町八番地
右届出人 母 中山

キ ン
年月日生

●家督相續回復ノ場合ノ届書式

家督相續回復届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市日本橋區馬喰町三丁目貳番地戶主
前戶主森吉次孫 森 金之助

年月日生

大正 年 月 日 前戶主吉次死亡ニ因リ家督相續戶主ト爲ル
右家督相續回復ノ裁判大正 年 月 日 確定候ニ付キ裁判ノ謄本相添及御届候也
大正 年 月 日

東京市日本橋區長 何 某殿

續權回復者 森 金之助

印

◎胎兒カ死體ニテ分娩シタル場合ノ届書式

家督相續登記取消申請 (用紙半紙 申請書壹通)

東京市淺草區小島町八番地
前戶主中山五助

右大正 年 月 日 家督相續及御届致處大正 年 月 日 死體ニテ分娩致候ニ付檢
胎 兒

案書相添及御届候也

大正 年 月 日

東京市淺草區小島町八番地

右届出人母 中 山 キン

東京市淺草區長 何 某殿

第十二節 推定家督相續人ノ廢除

第一項 廢除及ヒ其取消

第一廢除 (民、九七五條)

法定ノ推定家督相續人ハ法律ノ規定ニ因リ當然家督相續人タル身分ヲ有スルモノナルコトハ第十一節第三項ニ於テ述ヘタル所ニシテ亦タ何人ト雖モ自由ニ其身分ヲ剝奪スルコトヲ得サルモノトス然レトモ法律ハ特定ノ事由アル場合ニ於テ被相續人ハ其法定ノ推定家督相續人ノ廢除ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得ルモノトセリ而シテ廢除セラレタル相續人ハ全ク其家督ヲ相續スルノ權利ヲ失フモノトス

法定ノ推定家督相續人廢除ノ事由ハ左ノ一ニ該當スルコトヲ要ス

- (一) 被相續人ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキ
 - (二) 疾病其他身體又ハ精神ノ狀況ニ因リ家政ヲ執ルニ堪ヘサルトキ
 - (三) 家名ニ汚辱ヲ及ホスヘキ罪ニ因リテ刑ニ處セラレタルトキ
 - (四) 浪費者トシテ準禁治産者ノ宣告ヲ受ケ改悛ノ望ナキトキ
 - (五) 此他正當ノ事由アル場合ニ於テ親族會カ廢除ニ同意シタルトキ
- 相續人廢除ノ請求ハ以上ノ事由アル場合ニ限ルモノニシテ又其意思表示ハ被相續人カ生前ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ヘキハ勿論遺言ヲ以テモ亦タ之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス而シテ遺言ニ依ル場合ニ於テハ其廢除ハ被相續人ノ死亡ノ時ニ遡リテ其效力ヲ生スルモノトス

第二 廢除ノ取消 (民、九七七條)

法定ノ推定家督相續人廢除セラレタルトキハ全ク其相續權ヲ失フモ廢除ノ原因止ミタルトキハ被相續人又ハ推定ノ家督相續人ヨリ廢除ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得ヘク其意思表示ハ亦タ遺言ヲ以テモ之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス而シテ右第(一)ヲ事由トシテ廢除シタル場合ニ限リ被相續人ハ何時ニテモ廢除ノ取消ヲ請求スルコトヲ得ルモノトス

ルコトヲ得ルモノトス

(注意) 推定家督相續人廢除及ヒ其取消ノ請求ハ訴ニ依ルコトヲ要ス即チ廢除ノ訴ハ被相續人ヲ相手方トシテ被相續人ノ住所地ヲ管轄スル地方裁判所ヘ起スヘク又廢除取消ノ訴ハ廢除ニ因リテ推定家督相續人ト爲タル者ヲ相手方トシ被相續人又ハ廢除セラレタル相續人ヨリ之ヲ提起スヘキモノトス(人訴、三三條、三四條)

第二項 廢除及ヒ其取消ノ届出

第一 届出ノ期間 (戶、一三一條、一三二條)

推定家督相續人廢除ノ裁判カ確定シタルトキハ其裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ被相續人又ハ遺言執行者ヨリ其届出ヲ爲スコトヲ要シ又廢除取消ノ裁判カ確定シタルトキハ其取消ヲ請求シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ廢除取消ノ届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第二 届出ノ管轄 (戶、四三條五六條)

法定推定家督相續人廢除ノ届出及ヒ廢除取消ノ届出ハ相續人ノ本籍地又ハ届出人ノ所在地ノ市町村長ニ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス而シテ本籍地ニ之ヲ爲ス場合ニ

於テハ届書一通ニテ足ルモ相續人ノ本籍ト異ナル届出人ノ所在地ニ爲ス場合ニ於テハ届書ハ二通ヲ必要トス

第三 届書ノ要件 (戸、一三一條)

推定家督相續人廢除ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス

- (一) 廢除セラレタル者ノ氏名及ヒ本籍
- (二) 廢除ノ原因
- (三) 裁判確定ノ日

右ノ届書ニハ廢除ノ謄本ヲ添付スヘク又遺言執行者ヨリ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ届書ニ被相續人ノ死亡ノ年月日ヲ記載スルコトヲ必要トス

廢除取消ノ届書ニハ廢除届ニ於ケル(一)及(三)ノ事項ヲ記載シ裁判ノ謄本ヲ添付スヘキモノトス

尙ホ届出ノ方式ニ付テハ第一節通則ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ参照スヘシ

●被相續人ヨリ廢除届ヲ爲ス場合ノ届書式

推定家督相續人廢除届 (用紙半紙 届書壹通)

東京市下谷區西町六番地戸主藤井正平長男

推定家督相續人 藤井松太郎

右松太郎被相續人ヲ虐待シタル爲メ廢除ノ裁判大正 年 月 日確定

右推定家督相續人廢除裁判ノ謄本相添及御届候也

大正 年 月 日

廢除請求者 藤井正平 印

年月日生

東京市下谷區長 何 某殿

(注意) 相續人廢除ノ原因ハ種々アリト雖モ總テ本例ニ準シヘシ

●遺言執行者ヨリ廢除ヲ爲ス場合ノ届書式

推定家督相續人廢除届 (用紙半紙 届書貳通)

東京市神田區堅大工町拾八番地

戸主亡原田鹿造長男

推定家督相續人 原田吉松

右吉松家名ニ汚辱ヲ及ホスヘキ罪ニ依リ刑ニ處セラレタル爲メ廢除ノ裁判大正 年

月 日 確定

東京市深川區冬木町八番地戸主
遺言執行者 吉松叔父 原 田 庄 八

年 月 日生

右推定家督相續人廢除裁判ノ謄本相添及御届候也

大正 年 月 日

右届出人 原 田 庄 八

東京市深川區長 何 某殿

◎家督相續人廢除取消ノ場合ニ於ケル届書式

推定家督相續人廢除取消届 (用紙半紙 届書登通)

東京市下谷區西町六番地戸主藤井正平長男

藤 井 松 太 郎

右ニ對シ大正 年 月 日推定家督相續人廢除及御届候處大正 年 月 日廢除取
消ノ裁判確定候ニ付別紙裁判ノ謄本相添及御届候也

大正 年 月 日

右届出人 廢除取消請求者 藤 井 正 平

年 月 日生

東京市下谷區長 何 某殿

第十三節 家督相續人ノ指定

第一項 指定及ヒ取消

第一 相續人ノ指定 (民、九七九條九八〇條九八一條)

被相續人ノ直系卑屬ハ法律上當然第一位ニ於テ家督相續人タル地位ニ在ルモノナル
コトハ第十一節第二項ニ於テ説明シタル所ナリ然ルニ被相續人ニ直系卑屬ナキ場合
ニ於テハ法律上家督相續人ナル者ナキニ依リ被相續人ハ自己ノ欲スル者ヲ家督相續
人ニ指定スルコトヲ得ルモノトス而シテ家督相續人ノ指定ハ被相續人ノ死亡又ハ隱
居ニ因ル家督相續ノ場合ニ限ルモノニシテ又其指定ハ被相續人ノ一方の行爲ナルヲ
以テ被相續人カ指定ヲ爲シタルトキハ之ニ因リテ其效力ヲ生シ被指定者ノ承諾アル

人事法書式覽便

ト否トニ拘ハラズ指定セラレタル者ハ其家督相續人タル身分ヲ取得スルモノトス故ニ其被指定者カ家督相續ヲ爲スコトヲ欲セサルトキハ家督相續カ開始シタル場合ニ於テ其相續ヲ拋棄スルノ外ナキナリ然レモ家督相續人ノ指定ハ被相續人ニ於テ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得ルノミナラス法定ノ推定家督相續人アルニ至リタルトキハ全然其效力ヲ失フモノトス

家督相續人ノ指定ハ左ノ要件ヲ具備スルコトヲ必要トス

(一) 死亡又ハ隱居ニ因ル家督相續ナルコトヲ要ス 隨テ國籍喪失、婚姻又ハ養子縁組ノ取消其他入夫婚姻若クハ入夫離婚ニ因リ家督相續ノ開始スル場合ニハ被相續人ハ家督相續人ノ指定ヲ爲スコト能ハサルモノトス

(二) 被相續人ノ家ニ入ルコトヲ得ル者ナルコトヲ要ス 家督相續人ノ指定ハ相續開始ノ場合ニ於テ其家ノ戸主ト爲ルヘキモノナルヲ以テ隨テ他家ノ戸主、他家ノ法定ノ推定家督相續人又ハ他家ノ家族ノ如キ當然他家ニ入ルコト能サル者ニハ其指定ハ當然有效トナルモノニアラス然トモ其他家ノ戸主カ廢家ヲ爲シ得ルトキ、他家ノ法定ノ推定家督相續人カ指定者ノ分家ナルトキ、他家ノ家族カ指定者ノ家ニ入ルコトニ付キ其戸主ノ同意ヲ得タルトキハ指定ハ有效ナリトス

(三) 届出ヲ爲スコトヲ要ス 家督相續人ノ指定ハ被相續人カ生前ニ於テ之ヲ爲シ又ハ遺言ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得ルト雖指定カ其效力ヲ生スルニハ市町村長ニ届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

二、指定ノ取消 (民、九八〇條九八一條)

家督相續人指定ノ取消ハ被指定者ニ於テ承認ノ意思ヲ表示シタル後ト雖モ被相續人ハ之ヲ取消スコトヲ得ルモノトス蓋シ指定ハ被相續人任意ノ行爲ニ外ナラサレハ其取消モ亦タ被相續人ノ自由ニ一任スルヲ以テ至當トスレハナリ而シテ指定ノ取消ハ亦タ指定ヲ爲ス場合ト同シク其意思表示ハ市町村長ニ届出ルニ因リテ效力ヲ生スルモノトス之レ畢竟指定其者ニ付キ届出ヲ要件ト爲シタル當然ノ結果シテ敢テ説明ヲ要セサル所ナリ

以上述タル指定及ヒ其取消ハ被相續人カ生前ニ於テ之ヲ爲シ得ヘキハ勿論遺言ニ因リテモ亦タ之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス而シテ遺言ニ因リタルトキハ其指定又ハ指定ノ取消ハ家督相續人ノ死亡ノ時ニ遡リテ其效力ヲ生スルモノトス

第二項 指定及ヒ取消ノ届出

第一 届出ノ期間 (民、九八〇條九八一條戸、一三六條)

家督相續人ノ指定又ハ其取消ハ届出ニ因リテ效力ヲ生スルモノナルヲ以テ固ヨリ其届出ニ付キ一定ノ期間ナルモノアルコトナシト雖モ其指定後指定家督相續人カ死亡シタルカ爲メニ指定カ效力ヲ失ヒタルトキハ指定者ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ十日内ニ指定カ效力ヲ失ヒタル旨ヲ届出ツルコトヲ要スルモノトス而シテ指定カ效力ヲ失フヘキ場合ハ被指定者死亡ノ外指定者ニ推定ノ家督相續人アルニ至リタルトキ亦タ其效力ヲ失フト雖モ此場合ニ於テハ出生届ニ因リ戸籍上明白ナルヲ以テ敢テ失効ノ届出ハ之ヲ要セサルモノトス

第二 届出ノ管轄（戸、四三號、五六條）

家督相續人ノ指定又ハ取消ニ關スル届出ハ指定者ノ本籍地又ハ届出人ノ所在地ノ市町村長ニ之ヲ爲スコトヲ要ス其本籍地ニ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ届書ハ一通ニテ足ルモ所在地ニ届出ヲ爲ス場合ニハ届書ハ二通ヲ必要トス

第三 届出人（民、九八〇條九八一號）

家督相續人ノ指定又ハ取消ノ届出ハ被相續人即チ指定者ヨリ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス然レトモ被相續人カ遺言ヲ以テ家督相續人ノ指定ヲ爲シ又ハ其指定ノ取消ノ意思ヲ表示シタルトキハ遺言カ效力ヲ生シタル後遺言執行者ヨリ市町村長ニ其届

出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第四 届書ノ要件（戸、四七條一三三條一三四條一三五條）

(一) 家督相續人指定ノ届書ニハ指定家督相續人タルヘキ者ノ氏名、本籍ヲ記載スルコトヲ要ス而シテ遺言執行者ヨリ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ届書ニ其指定ニ關スル遺言書ノ謄本ヲ添付スルコトヲ必要トス
(二) 家督相續人指定取消ノ届書ニハ指定家督相續人ノ氏名、本籍ヲ記載スルコトヲ要シ遺言執行者ヨリ届出ヲ爲ス場合ニハ届書ニ其指定取消ニス關ル遺言書ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要スルモノトス
尚ホ届出ノ方式ニ付テハ第一節通則ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ参照スヘシ

◎家族ヲ指定スル場合ノ届書式

家督相續人指定届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市麻布區霞町七番地

戸主梅木富吉弟屋根職

指定家督相續人 梅

木

年 月 日 芳 吉 生

右家督相續人指定候間及御届候也

大正 年 月 日

指定者兄 梅 木 富 吉 ⑤
年 月 日生

東京市麻布區長 何 某殿

◎他家ノ者ヲ指定スル場合ノ届書式

家督相續人指定届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市芝區西久保八幡町七番地

戶主山崎三太郎三男

指定家督相續人 山 崎 喜 三 郎
年 月 日生

右家督相續人指定及御届候也

大正 年 月 日

東京市神田區橋本町參番地戶主

相續人 伊 藤 重 造 ⑤
喜三郎ノ甥

年 月 日生

東京市神田區長 何 某殿

◎遺言ニ因リ指定ヲ爲ス場合ノ届書式

家督相續人指定届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市淺草區福井町六番地戶主太田勘吉弟

指定家督相續人 太 田 彌 三 八
年 月 日生

東京市本所區吉田町八番地戶主

被相續人亡 辻 村 利 七

東京市本所區外手町四番地戶主

遺言執行者 熊 谷 與 助
年 月 日生

右家督相續人候定候間遺言ノ謄本相添及御届候也

大正 年 月 日

右届出人 熊 谷 與 助 ⑤

東京市本所區長 何 某殿

◎家督相續人指定取消ノ届書式

家督相續人指定取消届

(用紙半紙 届書一通)

東京市麻布區霞町七番地戸主梅木富吉弟
指定家督相續人 梅 木 芳 吉

年 月 日生

右家督相續人指定ヲ取消候間及御届候也

大正 年 月 日

東京市麻布區霞町七番地戸主

被相續人芳吉兄 梅 木 富 吉

年 月 日生

東京市麻布區長 何 某殿

◎遺言ニ因リ家督相續人ノ指定ヲ取消シタル場合ノ届書式

家督相續人指定取消届

(用紙半紙 届書壹通)

東京市芝區西久保八幡町七番地戸主山崎三太郎三男
指定家督相續人 山 崎 喜 三 郎

年 月 日生

東京市神田區橋本町三番地戸主

被相續人亡 伊 藤 重 造

右家督相續人指定ヲ取消候間遺言ノ謄本相添及御届候也

大正 年 月 日

東京市神田區西小川町壹番地戸主

右届出人 遺言執行者 森 本 吉 平

年 月 日生

東京市神田區長 何 某殿

◎指定家督相續人カ死亡シタル場合ノ届書式

指定家督相人死亡届

(用紙半紙 届書壹通)

東京市深川區黒江町十二番地
戸主山田權平弟

指定家督相續人 山 田 亥 之 介

東京市本郷區森川町壹番地戸主

被相續人 村 山 春 三

年 月 日生

右指定家督相續人大正 年 月 日死亡シ家督相續人指定ハ失效致候ニ付此段及御

届候也

大正 年 月 日

右届出人 被相續人 村 山 春 三 ㊦
東京市本郷區長 何 某殿

第十四節 入籍、離籍及ヒ復籍拒絶

第一項 入籍及ヒ其届出

第一 入籍 (民、七三七條七三八條)

入籍トハ民法第七三七條及ヒ同第七三八條ニ規定スル所謂親族入籍及ヒ引取入籍ノ二者ヲ稱スルモノトス而シテ民法ノ規定ニ依レハ戶主ノ親族ニシテ他家ニ在ル者ハ其戶主ノ同意ヲ得テ其家族トナルコトヲ得(親族入籍)其者カ他家ノ家族ナルトキハ其家ノ戶主ノ同意ヲ得ルコトヲ要シ尙ホ其者カ未成年者ナルトキハ親權ヲ行フ父若クハ母又ハ後見人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スルモノトス又婚姻若クハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入りタル者カ其配偶者又ハ養親ノ親族ニ非サル自己ノ親族ヲ婚家又ハ養家

ノ家族ト爲サント欲スルトキハ各戶主ノ同意ヲ得ルノ外其配偶者又ハ養親ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス又婚家又ハ養家ヲ去リタル者カ其家ニ在ル自己ノ直系卑屬ヲ自家ノ家族ト爲サントスルトキ(引取入籍)モ亦タ同一手續ニ依ルコトヲ要スルモノトス而シテ入籍ハ其親族入籍タルト引取入籍トヲ間ハス畢竟家籍ノ移轉ニ外ナラサレハ市町村長ニ其届出ヲ爲スニ因リテ效力ヲ生スルモノトス

第二 入籍ノ届出

(一) 届出ノ管轄 (戶、四三條五六條)

入籍ノ届出ハ事件本人ノ本籍地又ハ届出人ノ所在地ノ市町村長ニ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス而シテ本籍地ニ届出ヲ爲ス場合ニ於テ當事者カ同一管内ニ本籍ヲ有スルトキハ届書ハ一通ニテ足ルモ本籍ヲ異ニスル場合ニハ二通ヲ要ス又所在地ニ届出ヲ爲ス場合ニ於テ本籍地ヲ同フスルトキハ届書ハ二通ヲ要シ若シ本籍地ヲ異ニスルトキハ届書ハ三通ヲ要スルモノトス

(二) 届出人 (戶、一三七條一三八條)

戶主ノ親族ニシテ他家ニ在ル者カ戶主ノ同意ヲ得テ其家族ト爲ラントスル場合ニ於テハ入籍セントスル者ヨリ届出ヲ爲スヘク又婚家又ハ養家ニ自己ノ親族ヲ引取リ其

家族ト爲サントスル場合及ヒ婚家又ハ養家ヲ去リタル者カ自己ノ直系卑族ヲ自家ノ家族ト爲サントスル場合ニ於テハ其家族ト爲サント欲スル者ヨリ届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

- (三) 届書ノ要件 (戸、一三七條一三八條)
入籍ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス
 - (一) 入籍スヘキ家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍
 - (二) 入籍スヘキ家ノ戸主ト入籍スヘキ者トノ續柄
 - (三) 原戸主ノ氏名、本籍及ヒ其戸主ト入籍スヘキ者トノ續柄
 - (四) 入籍スヘキ者ノ氏名及ヒ生年月日
- 尚ホ届出ノ方式ニ關シテハ第一節通則ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ参照スヘシ

●戸主ノ親族ニシテ他家ノ家族タル成年者カ親族入籍スル場合ノ届書式

入籍届

(用紙半紙 届書貳通)

東京市下谷區上野町拾五番地戸主

中・井金五郎

東京市牛込區若松町八番地戸主田村文郎三男

父母 田村文郎 三男

母 田村文郎 三男

入籍者 金五郎弟 田村嘉吉

年月日生

右入籍及御届候也

大正 年 月 日

右届出人 田村嘉吉

東京市牛込區長 何 某殿

右入籍ニ同意ス

戸主 中井金五郎

年月日生

戸主 田村文郎

年月日生

(注意) 入籍スヘキ者カ未成年者ナルトキハ其旨ヲ記載シ親權者又ハ後見人ヨリ本例ニ準シ届出ヲ爲スヘク亦タ其者ノ同意ヲ附記スヘキヤ勿論トス

●廢家ノ上他家ニ親族入籍スル場合ノ届書式

入籍届

(用紙半紙
届書貳通)

東京市神田區佐柄木町五番地戸主

宮田又次郎

東京市小石川區表町拾四番地戸主

父 中島政吉 二男
母 キキ

廢家ノ上入籍 又次郎弟 中島平藏

年月日生

父 長江幸吉 二女
母 テイ

夫ニ從ヒ其家ニ入ル 平藏妻

年月日生

父 中島平藏 長男
母 カキ

父ニ從ヒ其家ニ入ル 平藏ノ長男

年月日生

廣吉

右入籍及御届候也

大正 年 月 日

東京市小石川區長

右届出人 中島平藏

何 某殿 宮田又次郎

年月日生

右入籍ニ同意ス

●養家ニ在ル者カ他家ニ在ル自己ノ親族ヲ養

家ニ引取入籍スル場合ノ届書式

入籍届

(用紙半紙
届書貳通)

東京市麻布區永坂町六番地戸主堀武夫養子

堀 繁 三

東京市日本橋區吳服町參番地戸主林信二弟

父 林市助 五男
母 亡きん

入籍者 繁三弟 林 五郎

年月日生

右入籍及御届候也

大正 年 月 日

右入籍ニ同意ス
東京市麻布區長 何 某殿

右届出人 堀 繁 三 〇
年月日生

繁三養父 堀 武 夫
年月日生

戸主 林 信 二
年月日生

(注意) 婚家ニ在ル者カ他家ニ在ル自己ノ親族ヲ婚家ニ引取入籍スル場合亦タ本例ニ準スヘシ但夫ノ同意ヲ附記スルコトヲ要スルモノトス

◎婚家ヲ去リタル者カ自己ノ直系卑屬ヲ自家ニ引取入籍スル場合ノ届書式

入 籍 届 (用紙半紙 届書式通)

東京市日本橋區堀江町十三番地
戸主高木兼吉長女 高 木 し つ

右入籍及御届候也
大正 年 月 日

東京市京橋區南鍛冶町八番地戸主坪井松造孫
父坪井正助 長女
母しつ
入籍者 坪 井 ト ク
年月日生

右届出人 母 高 木 し つ 〇
年月日生

右入籍ニ同意ス
東京市日本橋區長 何 某殿

戸主 高 木 兼 吉 〇
年月日生

戸主 坪 井 松 造 〇
年月日生

前しつの配偶者 坪 井 正 助 〇
年月日生

(注意) 養家ヲ去リタル者カ自己ノ直系卑屬ヲ自家ニ引取入籍スル場合亦タ本例ニ準スヘシ

第二項 離籍及ヒ其届出

第一 離籍 (民、七四九條七五〇等七四二條)

離籍トハ戸主ノ單獨ノ意思ニ依リ其家族ヲ自己ノ家籍ヨリ排除スルヲ謂フ即チ戸主ハ左ノ場合ニ於テ家族ヲ離籍スルコトヲ得ルモノトス

(一) 家族カ戸主ノ指定シタル場所ニ居所ヲ定メサルトキ 家族ハ戸主ノ意ニ反シテ其居所ヲ定ムルコトヲ得サルモノトス故ニ家族カ任意ニ居所ヲ定メタルトキハ戸主ハ相當ノ期間ヲ定メ其指定シタル場所ニ居所ヲ轉スヘキ旨ヲ催告シ若シ家族カ其催告ニ應セサルトキハ戸主ハ其家族ヲ離籍スルコトヲ得ルモノトス但其家族カ未成年者ナルトキハ離籍スルコトヲ得サルモノトス

(二) 家族カ戸主ノ同意ヲ得スシテ婚姻又ハ養子縁組ヲ爲シタルトキ 家族カ婚姻又ハ養子縁組ヲ爲スニハ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス故ニ家族カ戸主ノ同意ヲ得スシテ婚姻又ハ養子縁組ヲ爲シタルトキハ戸主ハ其婚姻又ハ養子縁組ノ日ヨリ一年内

ニ其家族ヲ離籍スルコトヲ得ルモノトス

右ノ場合ニ於テ離籍セラレタル者ハ一家ヲ創立スヘク又戸主ノ同意ヲ得スシテ養子ヲ爲シタル場合ニ於テ離籍セラレタルトキハ其養子ハ養親ニ從ヒ創立シタル家ニ入ルモノトス尙ホ一家創立ニ付テハ本章第十五節ヲ參照スヘシ而シテ離籍ハ戸主單獨ノ意思ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得ヘシト雖モ其效力ハ届出ニ依リテ生スルモノナルヲ以テ戸主カ家族ヲ離籍センニハ以下ノ條件ニ隨ヒ其届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第二 届出ノ期間及ヒ管轄 (民、七四九條七五〇條戸、四三條五六條)

離籍ハ戸主ノ單獨行爲即チ一方的行爲ニ外ナラスト雖モ其届出ニ付テハ戸主ノ居所指定ニ應セサル場合ハ其從ハサルノ間又ハ婚姻若クハ養子縁組ノ日ヨリ一年内ニ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

届出ハ特別ノ規定ナキヲ以テ通則ニ從ヒ本人ノ本籍地又ハ届出人ノ所在地ノ市町村長ニ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス其本籍地ニ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ届書ハ一通ニテ足レルモ所在地ニ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ届書ハ二通ヲ要スルモノトス

第三 届出人 (戸、一三九條)

離籍ノ届出ハ離籍ヲ爲サントスル戸主ヨリ届出ルコトヲ要スルモノトス

第四 届書ノ要件 (戸、一三九條)

離籍ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス

(一) 離籍セラルヘキ者ノ氏名

(二) 離籍ノ原因

尙ホ届出ノ方式ニ關シテハ第一節通則ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ参照スヘシ

●居所ヲ轉セサルニ因リ離籍ヲ爲ス場合ノ届書式

離 籍 届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市京橋區弓町參拾五番地戸主

野田又七弟 野 田 權 次 郎

右權次郎戸主ノ指定シタル場所ニ居所ヲ轉セサルニ因リ離籍ス

右離籍及御届候也

大正 年 月 日

右届出人 戸主 野 田 又 七

年 月 日 生

東京市京橋區長 何 某殿

●戸主ノ同意ヲ得スシテ婚姻ヲ爲シタルニ因
リ離籍ヲ爲ス場合ノ届書式

離 籍 届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市下谷區谷中初音町拾番地戸主

岩田理市三男 岩 田 榮 次

榮次ト共ニ其 榮次妻 乙 と

右榮次戸主ノ同意ヲ得スシテ婚姻ヲ爲シタルニ因リ離籍ス

右離籍及御届候也

大正 年 月 日

右届出人 戸主 岩 田 理 市 印

年 月 日 生

東京市下谷區長 何 某殿

◎戸主ノ同意得スシテ養子縁組ヲ爲シタルニ
因リ離籍ヲ爲ス場合ノ届書式

離 籍 届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市下谷區下谷車坂町拾番地

戸主上村外吉二男 上 村 健 作

健作ト共ニ
家ヲ去ル 養女

さ み

右健作戸主ノ同意ヲ得スシテ養子ヲ爲シタルニ因リ離籍ス

右離籍及御届候也

大正 年 月 日

右届出人 戸主 上 村

外 吉 作

年 月 日 生

東京市下谷區長 何 某殿

第三項 復籍拒絶及ヒ其届出

第一 復籍拒絶 (民、七五〇條七四一條七四二條)

家族カ婚姻又ハ養子縁組ヲ爲スニハ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス又婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入リタル者カ更ニ婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入ラント欲スルトキハ婚家又ハ養家及ヒ實家ノ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス而シテ其同意ヲ得サルトキハ其同意ヲ爲ササリシ戸主ハ婚姻又ハ養子縁組ノ日ヨリ一年內ニ復籍ヲ拒ムコトヲ得ルモノトス

右ノ場合ニ於テ復籍ヲ拒絶セラレタル家族ハ離縁又ハ離婚ノ場合ニ於テ實家ニ復籍スルコト能ハサルヲ以テ一家ヲ創立スヘキモノトス尙一家創立ニ付キテハ本章第十五節ヲ参照スヘシ而テシ復籍拒絶ハ戸主單獨ノ意思ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得ヘキハ離縁ノ場合ト異ナルコトナク又其效力ノ發生ニ付テモ届出ニ因リ生スルモノナルヲ以テ復籍ヲ拒マントスル戸主ハ下ノ條件ニ隨ヒ其届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第二 届出ノ期間及ヒ管轄 (民、七四一條七一條戸、四三條五六條)

復籍拒絶ハ戸主ノ單獨行爲即チ一方的ノ行爲ニ外ナラスト雖モ其届出ニ付テハ婚姻若クハ養子縁組ノ日ヨリ一年內ニ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス
届出ハ特別ノ規定ナキヲ以テ通則ニ從ヒ本籍地又ハ届出人ノ所在地ノ市町村長ニ之

ヲ爲スコトヲ要スルモノトス其本籍地ニ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ届書ハ一通ヲ以テ足レルモ所在地ニ届出ヲ爲ストキハ届書ハ二通ヲ要スルモノトス

第三 届出人 (戸、一四一條)

復籍拒絶ノ届出ハ復籍ヲ拒絶セントスル戸主ヨリ届出ツルコトヲ要スルモノトス

第四 届書ノ要件 (戸、一四一條)

復籍拒絶届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス

一 復籍ヲ拒マルヘキ者ノ氏名及ヒ本籍

二 復籍ヲ拒マルヘキ者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名

三 復籍拒絶ノ原因

尚ホ届出ノ方式ニ關シテハ第一節通則ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ参照スヘシ

◎戸主ノ同意ヲ得スシテ養子縁組ヲ爲シタル

ニ因リ復籍ヲ拒絶スル場合ノ届書式

復籍拒絶届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市芝區三田小山町參拾八番地

戸主神谷彌吉長男唯七養子

神谷 秀次

右秀次戸主ノ同意ヲ得スシテ養子ト爲リタルニ因リ復籍ヲ拒絶ス

右復籍拒絶及御届候也

大正 年 月 日

東京市淺草區西仲町參番地戸主

届出人 秀次ノ實父 今 村 辰 造

年 月 日 生

東京市淺草區長 何 某殿

◎戸主ノ同意ヲ得スシテ婚姻ヲ爲シタルニ因

リ復籍ヲ拒絶スル場合ノ届書式

復籍拒絶届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市神田區大和町六拾八番地戸主

水田庄太郎長男妻 水 田 乙 と

年 月 日 生

右こと戸主ノ同意ヲ得スシテ婚姻シタルニ因リ復籍ヲ拒絕ス
右復籍拒絕及御届候也

大正 年 月 日

東京市牛込區早稻田南町參番地戸主

届出人 こと祖父 米 田 茂 三 ㊦

年月日生

東京市牛込區長 何 某殿

第十五節 一家創立及ヒ其届出

第一 一家創立(民七三三條七三五條七四條七六四條)

一家創立トハ左ノ場合ニ於テ入ルヘキ家ナキ者カ自ラ一家ヲ創設シテ其戸主トナルヲ謂フニ外ナラス

- (一) 父母共ニ知レサル子 例ヘハ棄兒ノ如シ
- (二) 庶子又ハ私生子カ母ノ家ニ入ルコト能ハルトキ 庶子又ハ私生子ハ戸主ノ同意アルニアラサレハ其家ニ入ルコトヲ得ス隨テ其戸主ノ同意ナキ場合ノ如シ

(三) 縁組若クハ婚姻ノ取消又ハ離婚若クハ離縁ノ場合ニ於テ實家ノ廢絶 即チ復籍スヘキ者カ實家ノ廢絶ニ因リテ復籍ヲ爲スコト能ハサル場合ナリトス尙ホ廢絶家ノ意義ニ付テハ次節ノ説明ヲ參照スヘシ

(四) 復籍ヲ拒マレタル者カ縁組若クハ婚姻ノ取消又ハ離婚ニ因リテ婚家又ハ養家ヲ去ルトキ

(五) 離籍セラレタル家族

(六) 戸主ヲ失ヒタル家ニ家督相續人ナキ場合ニ於ケル其家族

(七) 家族カ爵ヲ授ケラレタルトキ(明治三十八年法律第六十二號)

以上ノ場合ニ於テハ入ルヘキ家ナキヲ以テ一家ヲ創立スヘク夫カ一家ヲ創立シタルトキハ妻ハ夫ニ隨ヒテ其家ニ入り又絶家ノ場合ニ於テハ子ハ父又ハ母ニ隨ヒテ其家ニ入ルヘキモノトス

而シテ(一)ノ場合ニ於テハ棄兒發見ノ申告ヲ爲スヘク(二)乃至(四)ノ場合ニ於テハ出生届、縁組又ハ婚姻取消届、離縁又ハ離婚届ニ其旨ヲ記載シ特ニ一家創立届ハ之ヲ要セスト雖モ(五)乃至(七)ノ場合ニ於テハ市町村長ニ一家創立ノ届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス但(三)又ハ(四)ノ場合即チ復籍スヘキ家ノ廢絶又ハ復籍拒絕ニ因

リ一家創立スヘキ者カ縁組若クハ婚姻ノ取消又ハ離縁若クハ離婚ノ届書ニ一家創立ノ旨ヲ記載セサリシトキハ之亦タ他ノ場合ト同シク以下述フル所ニ從ヒ更ニ一家創立届ヲ市町村長ニ爲スコトヲ要スルモノトス

第二 届出ノ管轄 (戸、四三條五六條)

一家創立ノ届出ハ特別ノ規定ナキニ因リ第一節通則ノ規定ニ隨ヒ其本籍地又ハ届出人ノ所在地ノ市町村長ニ届出ルコトヲ要スルモノトス其本籍地ニ届出ヲ爲ス場合ニ於テ本籍地ト創立地ト同一ノ管内ナルトキハ届書ハ一通ニテ足ルモ其管轄ヲ異ニスルトキハ届書ハ二通ヲ要ス又所在地ニ届出ニ爲ス場合ニハ其所在地カ創立地ト同一ノ管轄内ナルトキハ届書ハ二通ヲ要シ管轄ヲ異ニスルトキハ三通ヲ要スルモノトス

第三 届出ノ期間 (戸、一四〇條一四二條一四四條)

離婚ニ因リ一家ヲ創立シ又復籍拒絶若クハ復籍スヘキ家ノ廢絶ニ因リ復籍ヲ爲スコト能ハサル者カ一家ヲ創立シ又絶家ノ家族ニシテ一家ヲ創立シタルトキハ孰レモ其事實ヲ知リタル日ヨリ十日内ニ其届出ヲ爲スヘク又戸主ニ非サル者カ爵ヲ授ケラレタル爲メ一家ヲ創立シタルトキハ授爵ノ日ヨリ十日内ニ其届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

日内ニ其届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第四 届出義務者 (戸、一四〇條一四二條一四四條)

届出義務者ハ孰レモ一家創立ヲ爲シタル者ナリトス

第五 届書ノ要件 (戸、二四〇條一四二條一四四條)

離婚ニ因ル一家創立ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス

- (一) 離婚者ノ氏名及ヒ本籍
 - (二) 離婚者ト離婚セラレタル者トノ續柄
 - (三) 離婚ノ原因及ヒ年月日
- 復籍拒絶若クハ復籍スヘキ家ノ廢絶ニ因リテ復籍ヲ爲スコト能ハサル者ノ一家創立ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス
- (一) 復籍拒絶者又ハ廢絶家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍
 - (二) 復籍拒絶ノ原因及ヒ年月日又ハ廢絶ノ年月日
- 絶家ニ因ル一家創立ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス
- (一) 絶家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍地
 - (二) 絶家ノ原因及ヒ年月日

戸主ニ非サル者カ授爵ニ因リ一家ヲ創立シタルトキハ其届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス(三八年法律第六二號)

- (一) 一家創立場所
- (二) 届出人カ家族タリシ家ノ届主ノ氏名、本籍及ヒ其戸主ト届出人トノ續柄
- (三) 届出人ノ家ニ入ルヘキ者アルトキハ其名出生ノ年月日及ヒ其者ト届出人トノ續柄
- (四) 届出人及ヒ其家族ノ父母ノ氏名本籍及ヒ父母トノ續柄
- (五) 授爵ノ年月日

此届書ニハ辭令書ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス
尙ホ届出ノ方式ニ付テハ第一節通則ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ参照スヘシ

●其壹 離籍ニ因ル一家創立届(用紙半紙 届書貳通)

東京市京橋區南鍛冶町拾貳番地戸主
 離籍ヲ爲シタル戸主 中山 喜三郎
 東京市日本橋區左内町十九番地戸主平民
 父 中山文藏 二男
 母 ツル

一家創立者 喜三郎弟 中山 福太郎

年月日生

右ハ戸主喜三郎ノ指定シタル場所ニ居所ヲ轉セサル爲メ
大正年 月 日離籍セラレタルニ依リ肩書地ニ一家創立

右離籍ニ因ル一家創立及御届候也

大正年 月 日

右届出人 中山 福太郎

東京市日橋區長何某殿

●其貳 離籍ニ因ル一家創立届(用紙半紙 届書貳通)

東京市麻布區谷町四拾參番地戸主
 離籍ヲ爲シタル戸主 菅 谷 福次郎
 東京市本郷區元町拾參番地戸主
 父 菅谷福次郎 二男
 母 ちよ

一家創立者 福次郎ノ二男 菅 谷 正 助
年月日生

父 伊藤次郎
母 さき 二女

夫ニ從ヒ其家ニ入ル妻 わ か
年月日生

右ハ戸主福次郎ノ同意ヲ得スシテ婚姻ヲ爲シタル爲メ大
正 年 月 日 離籍セラレタルニ依リ肩書地ニ一家創立

右離籍ニ因ル一家創立及御届候也

大正 年 月 日

東京市本郷區長何某殿

右届出人 菅 谷 正 助 印

●其參 離籍ニ因ル一家創立届 (用紙半紙
届書表通)

東京市神田區美土代町貳丁目五番地戸主
離籍ヲ爲シタル戸主 原 梅 次 郎

東京市日本橋區浪花町參番地戸主

父 原 梅次郎
母 はな 弟

一家創立者 梅次郎弟 原 平 五 郎
年月日生

父 吉田金助
母 ゆみ 二女

平五郎ノ家ニ入ル 平五郎養女 な か
年月日生

右ハ戸主梅次郎ノ同意ヲ得スシテ養子ヲ爲シタルカ爲メ
大正 年 月 日 離籍セラレタルニ依リ肩書地ニ一家創立

右離籍ニ因ル一家創立及御届候也

大正 年 月 日

東京市日本橋區長 何 某 殿

右届出人 原 平 五 郎 印

●復籍拒絶ニ因ル一家創立届書式

復籍拒絶ニ因ル一家創立届 (用紙半紙
届書表通)

東京市本所區松坂町壹丁目八番地戶主
拒絕者 大石與兵衛

東京市芝區高輪臺町五番地主戶士族

父 大石與兵衛
母 二男

一家創立者 大石定次郎
年月日生

右ハ戶主與兵衛ノ同意ヲ得スシテ養子トナリタルカ爲メ
大正 年 月 日復籍ヲ拒絕セラレ肩書地ニ一家創立

右復籍拒絕ニ因ル一家創立及御届候也

大正 年 月 日

右届出人 大石定次郎 印

東京市芝區長 何某殿

●復籍拒絕ニ因ル一家創立ノ届書式

復籍拒絕ニ因ル一家創立届 (用紙半紙
届書壹通)

東京市深川區洲崎町五丁目九番地戶主

拒絕者 春谷梅吉

東京市深川區東元町參番地戶主

父 深川區洲崎町五丁目九番地春谷梅吉郎
母 小さん四女

一家創立者 梅吉姉 春谷菊子
年月日生

右ハ戶主梅吉ノ同意ヲ得スシテ婚姻シタル爲メ大正 年 月 日
復籍ヲ拒絕セラレ肩書地ニ一家創立

右復籍拒絕ニ因ル一家創立及御届候也

大正 年 月 日

右届出人 春谷菊子 印

東京市深川區長 何某殿

●廢家ニ因ル一家創立届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市京橋區松川町貳番地戶主

廢家最終戶主 石井はる
年月日生

東京市日本橋區吳服町五番地戶主

東京市本所區大平町 石井くら 私生子女
貳丁目百貳拾五番地

一家創立者 石井 はる

右ハ東京市牛込區藥王寺前町九番地戶主吉田三郎ト協議離婚ニ依
リ實家ニ復籍可致ノ處大正 年 月 日實家ヲ廢家シタル上婚姻
シタルニ因リ肩書地ニ一家創立

右廢家ニ因ル一家創立及御届候也

大正 年 月 日

右届出人 石井 はる 印

東京市日本橋區長何 某殿

●絶家ニ因ル一家届立届 (用紙半紙 届書壹通)

東京市下谷區二長町四拾參番地

絶家戶主 山本 權次

東京市本郷區平野町五番地戶主

父亡 下谷區二長町四拾參番地山本重成 二男
母亡 たり

一家創立者 山本 金五郎

年月日生

右ハ本所區花町拾番地戶主齋藤實盛ト離縁シタルニ依リ實家ニ復
籍スヘキ處權次死亡シ其家督相續人ナクシテ大正 年 月 日絶
家ト爲リタルニ因リ肩書地ニ一家創立

右絶家ニ因ル一家創立及御届候也

大正 年 月 日

右届出人 山本 金五郎 印

東京市下谷區長 何 某殿

●絶家ニ因ル一家創立届 (用紙半紙 届書壹通)

東京市麴町區永田町壹番地

絶家戶主 亡 梅川 忠助

東京市淺草區花川戶町貳番地戶主

父亡 梅川文左衛門 二男
母亡 駒 川 三 郎
一家創立者忠助甥 梅 川 三 郎
年月日生

父 野口 吉郎 二女
母亡 つね
三郎妻
年月日生

父 梅川 三郎 長男
母 かの
鎌太郎
年月日生

右ハ戸主忠助死亡三郎長男家督相續人ナキニ因リ大正 年月
日絶家ニ付肩書地ニ一家創立

右絶家ニ因ル一家創立及御届候也

大正 年月 日

東京市浅草區長 何 某殿

右届出人 梅 川 三 郎 印

●授爵ニ因ル一家創立ノ場合ノ届書式

授爵ニ因ル一家創立届 (用紙半紙 届書貳通)

東京市麴町區富士見町貳拾番地戸主華族
父 東京市牛込區納戸町五番地中山爲盛 初子 二男
母 一家創立者 中 山 喜 祐

年月日生

東京市牛込區納戸町五番地戸主中山憲祐弟

父 大分縣上坐郡大庭村八番地小林齋三 二女
母 夫ノ家ニ入ル 喜祐妻 英 子

年月日生

父 中山喜祐 長男
母 英子
父ノ家ニ入ル

年月日生

右喜祐大正 年月 日男爵ヲ授ケラレタルニ因リ肩書地ニ一家

創立

右授與ニ因リ一家創立致候ニ付別紙辭令書ノ謄本相添及御届候也
大正 年 月 日

東京市麴町區長 何 某殿

中山 喜 祐 印

第十六節 廢家及ヒ絶家

第一項 廢家及ヒ其届出

第一 廢家 (民、七六二條第七六三條)

廢家トハ戸主カ其家名ヲ廢シテ他家へ入ルコトヲ謂フモノニシテ畢竟人ノ意思ニ因ル家ノ廢滅ヲ云フニ外ナラス而シテ戸主カ他家ニ入ラント欲スルトキハ先キニ述ヘタル隱居ノ方法ニ依リ其家ノ家族ト爲リタル後他家ニ入ルコトヲ得サルニアラスト離モ戸主カ隱居ヲ爲スニハ必ス家督相續人アルコトヲ要ス若シ家督相續人ナキトキハ隱居ヲ爲スコト能ハサルヲ以テ此場合ニ於テハ廢家ノ方法ニ依ラサルヘカラサル

モノトス

然レトモ我國ノ如キ家族制度ヲ遵守スル國ニ在リテハ一國ノ本ハ一家ニ在リテ家ノ廢滅ハ雷ニ一國ノ政治ニ關係ヲ及ホスノミナラス第三者ノ利害ニモ影響ヲ及ホスヲ以テ法律ハ廢家ニ付キ種々ナル要件ヲ定メタリ即チ左ノ如シ

(一)新ニ家ヲ立テタル者 新ニ家ヲ立テタル者トハ父母ノ知レサルカ爲メ若クハ離籍又ハ復籍ヲ拒絕セラレ一家ヲ創立シタル者及ヒ分家又ハ廢絶家ヲ再興シタル者ヲ謂フ而シテ新ニ家ヲ立テタル者ハ又何時ニテモ之ヲ廢スルコトヲ得ルモ廢家ハ固ト戸主カ他家ニ入ルコトヲ目的トスル場合ニ限ルヲ以テ他家ニ入ラサル場合ハ絶對ニ之ヲ許ササルモノトス

第二 家督相續ニ因リテ戸主トナリタル者 家督相續ニ因リテ戸主トナリタル者ハ廢家スルコトヲ得サルヲ原則トス唯タ本家ノ相續又ハ再興其他正當ノ事由ニ因リ裁判所ニ申請シ其許可ヲ得タルトキニ限り廢家ヲ爲スコトヲ得ルモノトス尙ホ裁判所ニ對スル申請ノ手續ハ第四章ヲ參照スヘシ
以上ノ場合ニ於テ戸主カ適法ニ廢家シテ他家ニ入リタルトキハ其家族モ亦タ其戸主ト共ニ其家ニ入ルモノトス而シテ廢家ハ戸主ノ任意ノ行爲ナリト雖モ其效力ハ届出

ニ因リテ始メテ生スルモノナルヲ以テ戸主ニシテ廢家セントスルニハ以下ノ條件ニ
隨ヒ其届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第二 廢家ノ届出

(一)届出ノ管轄 (戸、四三條五六條)

廢家ノ届出ハ本人ノ本籍地又ハ届出人ノ所在地ノ市町村長ニ之ヲ爲スコトヲ要スル
モノトス而シテ其本籍地ニ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ届書ハ一通ニテ足ルモ所在地ニ
於テ届出ヲ爲ス場合ニハ届書ハ二通ヲ必要トス

(二)届出ノ期間及ヒ届出人 (民、七六一條七六三條戸、一四三條)

廢家ハ戸主任意ノ行爲ニ外ナラサレハ届出ニ付キ固ヨリ一定ノ期間ナルモノアルヲ
ナシ然レトス其届出ヲ爲スニハ廢家セントスル戸主ヨリ之ヲコトヲ要スルモノトス
(三)届書ノ要件 (戸、一四三條五八條)

廢家ノ届書ニハ其者カ入ルヘキ家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍ヲ記載スレハ足ルト雖モ家
督相續ニ因リ戸主ト爲リタル者ニ非サルトキハ其旨ヲ記載シ且ツ廢家許可ノ裁判ノ
謄本ヲ添付スルコトヲ要スルモノトス

(注意) 廢家ハ他家ニ入ル場合ニ於テノミ之ヲ爲スコトヲ得ルモノナルヲ以テ廢家

ヲ爲ス者ハ同時ニ婚姻若ハ養子縁組又ハ入籍ノ届出ヲ爲スヲ要スルヤ言フ俟タス
尙ホ届出ノ方式ニ付テハ第一節通則ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ参照スヘシ

◎新ニ家ヲ立テタル者ノ廢家ヲ爲ス場合ノ届書式

廢 家 届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市芝區濱松町參丁目九番地戸主

廢家者

太 田 原 延 治

年 月 日 生

延治妻

し 文

年 月 日 生

東京市牛込區市谷本村町拾七番地戸主

廢家者ノ入ルヘキ家ノ戸主 中 田 金 之 助

右延治大正年月日芝區源助町五番地戸主

大田正助方ヨリ分家

右廢家及御届候也

人事法書式便覽

大正 年 月 日

東京市芝區長 何 某殿

太田原延治 印

●裁判所ノ許可ヲ得テ廢家ヲ爲ス場合ノ屆書式

廢 家 屆

(用紙半紙
屆書壹通)

東京市深川區猿町江五番地戶主

廢家者

關 口 又 六

年月日生

東京市下谷區入谷町貳百參番地

廢家者ノ入ルヘキ家ノ戶主 本 多 治 郎 吉

右廢家候間別紙裁判ノ謄本相添及御屆候也

大正 年 月 日

東京市深川區長 何 某殿

關 口 又 六 印

第二項 絕家

絶家トハ戶主ヲ失ヒタル家ニ家督相續人ナキ場合ヲ謂ヒ畢竟人ノ意思ニ因ラサル事實上其家名ノ絶止シタルヲ謂フ其廢家ト異ナルハ廢家ニ於テハ家名ノ廢滅ハ全ク戶主ノ意思ニ基クモノナルモ絶家ハ之ニ異リ戶主ノ死亡又ハ國籍ヲ喪失シタル場合ニ於テ其相續人ナキカ爲メ自然ニ生スル結果ナリ之ヲ以テ絶家ノ原因ハ戶主カ死亡シ又ハ國籍ヲ喪失シテ家督相續人ナキ場合ニ於テ生スルモノトス

唯タ一言注意スヘキハ家督相續開始ノ當時其相續人ナキト雖モ之ヲ以テ直チニ絶家ト看做スヘカラサルコト是ナリ何トナレハ相續人開始後ト雖モ其相續人ヲ選定スルコトヲ得レハナリ然レトモ相續人分明ナラサルカ爲メ裁判所カ民法一〇五八條ノ手續ヲ爲スモ相續人現出セサルトキハ其家ハ絶家トナルヲ以テ其期間滿了後ニ於テハ亦タ家督相續人ヲ選定スルコトヲ得サルモノトス而シテ絶家ニ家族アルトキハ各々一家ヲ創立スヘキモノトス但妻ハ夫ニ隨ヒ子ハ父ニ隨ヒ、父カ知レサルトキ他家ニ在ルトキ又ハ死亡シタルトキハ母ニ隨ヒテ各其家ニ入ルヘキモノトス(民七六四條)

尙ホ絶家ノ家族ノ一家創立ニ關シテハ前節一家創立ノ部ヲ參照スヘシ

第十七節 分家及ヒ廢絶家再興

第一項 分家、廢絶家再興

第一 分家、廢絶家再興(民、七四三條七四四條)
 家族ハ戸主ノ同意アルトキハ分家ヲ爲シ又ハ廢絶シタル本家、分家、同家其他親族ノ家ヲ再興スルコトヲ得ルモノトス但未成年者カ分家又ハ廢絶家ヲ再興セントスルトキハ親權ヲ行フ父若クハ母又ハ後見人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スルモノトス然レトモ法定ノ推定家督相續人ハ他ニ入り又ハ一家ヲ創立スルコトヲ得サルヲ以テ法定家督相續人タル家族ハ分家又ハ廢絶家再興ヲ爲スコト能ハサルモノトス家族カ分家ヲ爲シ又ハ廢絶家ヲ再興スル場合ニ於テ其家ニ自己ノ直系卑屬アルトキハ戸主ノ同意ヲ得テ分家ノ家族ト爲スコトヲ得ルモノトス但其直系卑屬カ滿十五年以上ナルトキハ其同意ヲ得ルコトヲ要スルモノトス而シテ分家又ハ廢絶家再興ハ任意ノ行爲ニシテ其意思表示ノ方法ニ付キ民法ハ何等規定セスト雖モ戸籍法ノ明文上其意思長示ハ届出ニ因リ效力ヲ生スルモノナルコト一點ノ疑ナキヲ以テ分家又ハ廢絶家再興ヲ爲サント欲スル者ハ以上ノ條件ニ隨ヒ其届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第二項 分家、廢絶家再興ノ届出

第一 届出ノ管轄 (戸、四三條五六條)
 分家又ハ廢絶家再興ノ届出ハ特別ノ規定ナキヲ以テ通則ニ從ヒ本人ノ本籍地又ハ届出人ノ所在地ノ市町村長ニ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス而シテ其本籍地ニ届出ヲ爲ス場合ニ於テ其本籍地カ分家地又ハ再興地ト同一ノ管内ナルトキハ届書ハ一通ニテ足ルモ其管轄ヲ異ニスルトキハ届書二通ヲ要ス又所在地ニ届出ヲ爲ス場合ニ於テ各々其管轄ヲ異ニスルトキハ届書ハ三通ヲ要スルモノトス
 第二 届出人 届出ハ分家又ハ廢絶家再興ヲ爲サントスル者ヨリ之ヲ爲スコトヲ要ス唯タ其者カ未成年者ナルトキハ法定代理人ヨリ届出ルコトヲ要スルモノトス
 第三 届書ノ要件(戸、一四五條一四六條)
 分家ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス
 (一) 本家ノ戸主ノ氏名、本籍及ヒ其戸主ト分家ノ戸主トノ續柄
 (二) 民法第七百四十三條第二項ノ規定ニ依リ分家ノ家族ト爲ルヘキ者アルトキハ其氏名及ヒ出生ノ年月日
 (三) 分家ノ戸主及ヒ家族ト爲ルヘキ者ノ父母ノ氏名及ヒ本籍

廢絶家再興ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス

(一) 廢絶家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍

(二) 廢絶ノ年月日

(三) 廢絶家ト再興ヲ爲ス者ト家トノ續柄

(四) 再興ヲ爲ス者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名本籍

尙ホ届出ノ方式ニ付テハ第一節通則ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ参照スヘシ

●普通ノ場合ニ於ケル届書式

分 家

届 (用紙半紙
届書貳通)

東京京橋區入船町五丁目拾番地戸主

本家戸主

向

三 次 郎

東京市麴町區元園町四番地

父入船町五丁目拾番地向三太郎三男
母

三 次 郎

向

四 郎
年 月 日 生

右分家及御届候也

大正 年 月 日

届 出 人

向

四

郎 印

東京市京橋區長 何

某殿

右分家ニ同意ス

本家戸主

向

三 次 郎

年 月 日 生 印

●妻アル者分家スル場合ノ届書式

分 家

届

(用紙半紙
届書壹通)

東京市日本橋區室町五番地戸主

本家戸主

關

根 半 次 郎

東京市日本橋區下槇町貳番地

父日本橋區室町五番地關根東作
母

半次郎弟

關

根 勝 次 郎
年 月 日 生

右分家候間及御届候也

大正 年 月 日

東京市日本橋區長 何 某殿

右分家ニ同意ス

届出人 關根 勝次郎 ㊟

本家戸主 關根 半次郎 ㊟

(注意)分家ノ家族ト爲ルヘキ直系卑屬カ滿十五年以上ナルトキハ左ノ例ニ依ルヘシ
右分家ノ家族ト爲ルコトニ同意ス

直系卑屬 關根 雪枝 ㊟

父四谷區坂町百番地木村重之
母 勝次郎妻

はな

年月日生

父關根勝次郎
母 はな長女

雪枝

年月日生

●未成年者カ分家ヲ爲ス場合ノ届書式

分 家 届

(用紙半紙
届書貳道)

東京市本郷區春木町六番地戸主

本家戸主 伊井 武雄

東京市下谷區竹町四番地

父本郷區春木町六番地伊井實
母 武雄弟 伊井 菊五郎

武雄弟 伊井 菊五郎

年月日生

右分家及御届候也

大正 年 月 日

右菊五郎未成年ニ付親權ヲ行フ父

届出人 伊井 實 ㊟

年月日生

東京市本郷區長 何 某殿

右分家ニ同意ス

人事法書式便覽

本家戸主 伊井武雄
親權ヲ行フ父伊井實

●廢家再興届(用紙半紙 届書貳通)

東京市本所區相生町五番地戸主

廢家戸主 東正之

右正之大正年月日廢家

東京市京橋區南鞘町九番地戸主東三吉二男

父東三吉 母はる二男

廢家再興正之甥 東勇男

廢家再興地 東京市本所區林町貳拾八番地

年月日生

右廢家再興及御届候也

大正年月日

右廢家再興ニ同意ス

届出人 東勇男

戸主 東三吉

年月日生

東京市京橋區長 何某殿

絶家再興届

(用紙半紙 届書壹通)

東京市小石川區水道町四拾番地戸主

絶家戸主 村岡兼吉

右兼吉大正年月日死亡絶家

東京市小石川區水道町五番地戸主村岡金次郎弟

父村岡喜三郎 母ちか三男

絶家再興者兼吉甥 村岡文次

年月日生

父山田菊松 母みね二女

夫ニ從ヒ
其家ニ入

君 枝
年月日生

絶家再興地 東京市 區 町 番地

右絶家再興及御届候也

大正 年 月 日

村 岡 文 次 印

東京市小石川區長 何 某殿

右絶家再興ニ同意ス

戸 主 村 岡 金 次 印
年月日生

第十八節 國籍ノ得喪

第一項 國籍ノ取得及ヒ喪失

國籍トハ一定ノ人カ特定ノ國家ニ從屬スルノ狀態ナリ我國法ニ於テハ日本ノ國籍ヲ有
スル者ハ他ノ國ノ國籍ヲ有スルト否トニ拘ハラズ之ヲ日本人トシ又我國籍ヲ有セサル

者ハ他ノ國籍ヲ有スルト否トヲ問フコトナク總テ之ヲ外國人トセリ而シテ國籍ノ得
喪ハ憲法第十八條ニ基キ國籍法ノ定ムル所ナリ

國籍ノ得喪トハ日本ノ國籍ノ取得、喪失ヲ指スニ外ナラスシテ我國籍法ニ於テハ左
ノ場合ニ國籍ヲ取得シ亦タ喪失スルモノトス

第一 國籍ノ取得 國籍ノ取得ニハ原始取得ト傳來取得トノ二種アリ

甲 原始取得 國籍ノ原始取得トハ人ノ出生ト同時ニ國籍ヲ取得スル場合ニシテ即
チ左ノ如シ

(一) 父カ日本人ナルトキ (二) 父カ知レサル場合又ハ國籍ヲ有セサル場合ニ於テ母カ
日本人ナルトキ (三) 父母共ニ知レサル場合又ハ國籍ヲ有セサル場合ニ於テ其子カ日
本ニ於テ生レタルトキ

乙 傳來取得 國籍ノ傳來取得トハ日本ノ國籍ヲ有セサル者カ日本ノ國籍ヲ取得ス
ル場合ヲ云フ

傳來ノ取得ハ法律ノ規定ニ基クモノ(法定取得)ト本人ノ意思ニ基クモノ(歸化)トノ
二ニ分ツコトヲ得ヘシ

法定取得ノ場合ハ即チ左ノ如シ

(一)日本人ノ妻トナリタルトキ(二)日本人ノ入夫ト爲リタルトキ(三)日本人タル父又ハ母ニ於テ認知セラレタルトキ(四)日本人ノ養子ト爲リタルトキ
歸化 歸化トハ本人ノ志望ニ因リテ日本ノ國籍ヲ取得スル場合ナリ

第二 國籍ノ喪失 國籍ノ喪失トハ日本ノ國籍ヲ失フコトヲ謂フニ外ナラスシテ日本人ハ左ノ場合ニ於テ國籍ヲ喪失スルモノトス

(一)日本人タル女カ外國人ト婚姻ヲ爲シタルトキ(二)婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ日本ノ國籍ヲ取得シタル者カ離婚又ハ離縁ノ場合ニ於テ外國ノ國籍ヲ取得シタルトキ(三)日本人カ自己ノ志望ニ依リテ外國ノ國籍ヲ取得シタルトキ(四)日本ノ國籍喪失者ノ妻又ハ子ニシテ其夫又ハ親ノ國籍ヲ取得シタルトキ(五)日本人タル子カ認知ニ因リテ外國ノ國籍ヲ取得シタルトキ

右ノ場合ニ於テハ日本ノ國籍ヲ失フト雖モ之レニハ二個ノ制限アリ

(一)滿十七年以上ノ男子ハ陸海軍ノ現役ニ服シタルトキ又ハ之ニ服スル義務ナルトキニアラサレハ日本ノ國籍ヲ失ハス(二)現ニ文武ノ官職ヲ帶ヒ者ハ其官職ヲ失ヒタル後ニアラサレハ日本ノ國籍ヲ失ハサルモノトス

第三 國籍ノ回復 國籍回復トハ日本ノ國籍ヲ喪ヒタル者カ再ヒ日本ノ國籍ヲ取得ス

ル場合ナリ即チ左ノ場合ニ於テ生スルモノトス

(一)婚姻ニ因リ日本ノ國籍ヲ失ヒタル者カ婚姻解消ノ後日本ニ住所ヲ有スルトキ(二)自己ノ志望ニ因リ日本ノ國籍ヲ失ヒタル者カ日本ニ住所ヲ有スルトキ(三)日本ノ國籍ヲ失ヒタル夫又ハ父母ノ國籍ヲ取得シタルニ因リ日本ノ國籍ヲ喪ヒタル者カ日本ニ住所ヲ有スルトキ

以上ノ場合ニ於テハ内務大臣ノ許可ヲ得テ日本ノ國籍ヲ回復スルコトヲ得ルモノトス

國籍ノ取得喪失及ヒ回復ハ以上ノ場合ニ於テ生スルモノナリト雖モ而カモ此種ノ事項ハ家籍ト重要ナル關係アルヲ以テ市町村長ニ届出シムルコトヲ要ス而シテ其方式ニ付テハ出生ニ因ル原始取得ハ出生届ヲ爲スヲ以テ特ニ之ヲ届出ルノ要ナク又傳來取得ノ場合ニ於テモ養子縁組、婚姻又ハ認知ノ場合ニ於テハ縁組、婚姻又ハ認知ノ届出ヲ爲スヲ以テ其届書ニ國籍取得者ノ原國籍ヲ記載セシムルトキハ其旨明瞭ナルニ依リ特ニ國籍取得ノ届出ヲ爲スコト其必要ナシト雖モ其他ノ場合ニ於テハ以下述フル條件ニ隨ヒ其届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第二項 國籍得喪ノ届出

第一 届出ノ管轄 (戸、四三條五六條)

歸化、國籍ノ回復及ヒ國籍喪失ノ届出ニ付テハ孰レモ特別ノ法條ナキヲ以テ通則ノ說明ニ基キ其喪失ノ届出ハ本人ノ本籍地又ハ届出人ノ所在地ニ又歸化又ハ回復ノ届出ハ届出人ノ所在地ニ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス而シテ其所在地ニ爲ス場合ニ於テ本人ノ本籍地又ハ一家創立地カ異ナルトキハ届書ハ二通ヲ要スルモノトス

第二 届出ノ期間 (戸、一四九條一五〇條一五二條)

歸化又ハ國籍回復ノ届出ハ許可ノ日ヨリ十日内ニ又國籍喪失ノ届出ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ一箇月内ニ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第三 届出義務者 (戸、一四九條一五〇條一五二條)

歸化ノ届出ハ歸化ヲ爲シタル者ヨリ國籍喪失ノ届出ハ戸主又ハ家督相續人ヨリ又國籍回復ノ届出ハ其回復者ヨリ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第四 届書ノ要件 (戸、一四九條一五〇條一五二條)

歸化ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載シ尙ホ歸化ノ許可書ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要スル

モノトス

(一) 歸化ヲ爲シタル者ノ原國籍

(二) 父母ノ氏名及ヒ國籍

(三) 許可ノ年月日

(四) 歸化ヲ爲シタル者ト共ニ日本ノ國籍ヲ取得シタル者アルトキハ其氏名、出生ノ年月日及ヒ其者ト歸化人トノ續柄

右ノ届書ニハ歸化ヲ爲シタル者ノ妻又ハ子ニシテ歸化人ト共ニ日本ノ國籍ヲ取得セザル者アルトキハ其事由ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス

國籍喪失ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス

(一) 國籍喪失者ノ氏名及ヒ本籍

(二) 國籍喪失ノ原因及ヒ本籍

(三) 新ニ國籍ヲ取得シタルトキハ其國籍

國籍喪失者カ滿十七年以上ノ男子ナルトキハ其者カ陸海軍ノ現役ニ服シタルコト又ハ之ニ服スル義務ナキコトヲ證スヘキ書面ヲ添付スルコトヲ要ス又國籍喪失者カ日本ノ官職ヲ帶ヒタル者ナルトキハ其官職ヲ失ヒタルコトヲ證スヘキ書面ヲ届書ニ添付スル

コトヲ要スルモノトス
次ニ國籍回復ノ屆書ニハ左ノ事項ヲ記載シ尙ホ國籍回復ノ許可書ノ謄本ヲ添付スルコ
トヲ要スルモノトス

- (一) 日本ノ國籍ヲ失ヒタル原因及ヒ年月日
- (二) 國籍回復前ニ有セシ國籍
- (三) 許可ノ年月日

(四) 國籍回復者ト共ニ日本ノ國籍ヲ回復シタル者アルトキハ其氏名出生ノ年月日
及ヒ其者ト國籍回復者トノ續柄

右回復ノ屆書ニハ回復者ノ妻又ハ子ニシテ回復者ト共ニ日本ノ國籍ヲ取得セサル者ア
ルトキハ其事由ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス
尙ホ届出ノ方式ニ付テハ第一節通則ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ参照スヘシ

國籍取得届

(用紙半紙
届書一通)

住所東京市京橋區築地二丁目參番地

英國人 古 谷 新 花
年 月 日 生

父 英國人 アルワー、ヘフルド
母 英國人 メルス

一家創立地ハ肩書地ニ同シ

大正 年 月 日 歸化ノ許可

右歸化ニ因ル國籍取得候間別紙許可書ノ謄本相添及御届候也

大正 年 月 日

届出人 古 谷 新 花 ㊦

東京市京橋區長 何 某殿

國籍喪失届

(用紙半紙
届書一通)

車京市芝區源助町八番地

戸主大田吉平三女

父 大田三年 カツ三女 大 田 タ ケ
年 月 日 生

右タケ大正年月日英國人サンター、フヘルト婚姻ヲ爲シ同國ノ國籍ヲ取得シ

人事法書式便覽

タルニ因リ日本ノ國籍喪失
右國籍喪失及御届候也

大正 年 月 日

東京市芝區長 何 某殿
届出人 大 田 タ ケ 印

國籍回復届

(用紙半紙
届書一通)

東京市芝區金杉町參拾八番地

父 島原吉藏
母 トリ

鳥 原 セ キ

年 月 日 生

右セキ明治年月日獨逸人ツルチツク、ノーマント婚姻ヲ爲シ獨逸國、國籍ヲ
取得シ日本ノ國籍ヲ喪失シタルモ大正 年 月 日離婚

一家創立地ハ肩書地ニ同シ

大正 年 月 日國籍ノ回復許可セララル

右國籍回復候間別紙許可書ノ謄本相添及御届候也

大正 年 月 日

東京市芝區長 何 某殿
届出人 鳥 原 セ キ 印

第十九節 氏名、族稱ノ變更及ヒ襲爵

第一 氏名、族稱變更ノ意義 (民、七四六條戶、一五七條)

氏トハ家ノ表示ニシテ名トハ人ノ表示ナリ之ヲ以テ家ニハ何レモ氏アリテ他ノ家ト
區別セラル、ト共ニ人ニハ名アリテ他ノ人ト區別セラル而シテ戸主及ヒ其家族ハ等
シク其家ノ氏ヲ稱スルノ權利及ヒ義務ヲ負フモノトス而シテ族稱トハ華士族平民等
其稱號ヲ指スニ外ナラス

氏名ハ變更スルコトヲ許ササルヲ原則トス唯タ正當ノ事由アルトキハ府縣知事ノ許
可ヲ得テ之ヲ改稱スルコトヲ得ルニ過キス隨テ自己ノ氏又ハ名ヲ改稱セント欲スル
者ハ其事由ヲ具申シテ府縣知事ノ許可ヲ得ルコトヲ要シ其許可アリタルトキハ其旨

ヲ市町村長ニ届出ルコトヲ要スルモノトス又新ニ華族ニ列セラシ若クハ士族ニ編入セラレ又ハ華士族ノ稱ヲ失ヒタルトキハ即チ族稱ニ變更ヲ生シタルモノナルヲ以テ市町村長ニ届出ツヘキモノトス但處刑ニ依リ華士族ノ稱ヲ失ヒタル者ニ限り其變更ハ届出ルコトヲ要セス蓋シ此場合ハ裁判所ヨリ市町村長ニ報告スルヲ以テ届出ルノ必要ハナキモノトス

第二、届出ノ管轄（戸、四三條五六條）

氏名族稱ノ變更又ハ襲爵ノ届出ハ特定ノ規定ナキヲ以テ通則ニ從ヒ本人ノ本籍地ニ其届出ヲ爲スコトヲ要ス此場合ニ於テハ届書ハ一通ヲ以テ足ルモ所在地ニ届出ヲ爲ストキハ二通ヲ要スルモノトス

第三、届出期間、義務者（戸、一五三條乃至一五六條）

氏名ノ變更襲爵若クハ華士族ニ變更セラレタル者ハ許可又ハ辭令書交付ノ日ヨリ又華士族ノ稱ヲ失ヒタル者ハ孰レモ十日内ニ届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス又其届出義務者ハ氏名ノ變更、華士族ニ變更又ハ襲爵ハ各々本人ヨリ又華士ノ稱ヲ喪失シタル場合ハ戸主ヨリ之ヲ届出ルコトヲ要スルモノトス
第四、届書ノ要件（戸、一五三條乃至一五六條）

氏名變更ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス

(一) 變更前ノ氏名

(二) 變更シタル氏名

(三) 許可ノ年月日

新ニ華族ニ列セラレ又ハ士族ニ編入セラレタル族稱ノ變更届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス

(一) 新舊族稱

(二) 族稱變更ノ原因

(三) 辭令又ハ許可ノ年月日

右ノ届書ニハ尙ホ辭令書又ハ管轄官廳ノ許可書ノ謄本ヲ添付スルコトヲ必要トス

又爵ヲ襲キタル旨ノ届書ニハ辭令書ノ年月日ヲ記載シ辭令書ノ謄本ヲ相添ヘ又華族若クハ士族ノ稱ヲ喪失シタル場合ニ於テハ届書ニ族稱喪失ノ原因及ヒ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス但處刑ニ因リテ族稱ヲ失ヒタル場合ハ其届出ヲ要セサルモノトス尙ホ届出ノ方式ニ付テハ第一節通則ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ参照スヘシ

氏變更届 (用紙半紙 届書一通)

變更前氏名

伊藤 徳次郎

變更シタル氏

中山

右ハ大正 年 月 日許可

右氏變更致候間別紙許可書ノ謄本相添及御届候也

大正 年 月 日

東京市京橋區五郎兵衛町九番地戸主魚商

中山 徳次郎 印

年 月 日生

東京市京橋區長 何 某殿

(注意) 其所在地ニ於テ届出ヲ爲ス場合ハ届書ニ所在地ヲ記載スヘシ

名變更届 (用紙半紙 届書一通)

變更前ノ氏名

太田 行考

變更シタル名

政道

右ハ大正 年 月 日許可

右改名致候間別紙許可書ノ謄本相添及御届候也

大正 年 月 日

東京市神田區錦町一丁目三番地戸主官吏

太田 政道 印

年 月 日生

東京市神田區長 何 某殿

族稱變更届 (用紙半紙 届書一通)

東京市麴町區三番町十番地戸主

舊族稱 平民
新族稱 華族

山 上 登

年 月 日生

大正 年 月 日華族ニ列セラレ候間別紙辭合書ノ謄本相添及御座候也

大正 年 月 日

東京市麴町區長 何 某殿

(注意) 華族又ハ士族ノ族稱ヲ失ヒタル場合ノ届書ハ亦タ本例ニ準スヘシ

第二十節 轉籍及ヒ就籍

第一項 轉籍

汎ク轉籍ト稱ラルトキハ一家内ノ一人又ハ數人ノ家族ノ移轉モ亦タ包含スルカ如キモ茲ニ轉籍ト稱スルハ全家籍ノ移轉ヲ指スモノニシテ畢竟戸主及ヒ家族ノ本籍カ全部同時ニ他ノ場所ニ移轉スルヲ謂フニ外ナラス之ヲ以テ婚姻、養子縁組又ハ離籍等ノ事由ニ因リ家族ノ一人又ハ數人ノ三ノミノ異動ハ轉籍ニアラストス而シテ轉籍ニハ市町村長ノ管轄外ニ移轉スル場合ト同一市町村長ノ管轄内ニ於テ其場所ヲ移轉スル場合ノ二アリト雖モ其孰レノ場合ニ於テモ轉籍ハ市町村長ニ其届出ヲ爲スニ因リテ効力ヲ生スルモノナルヲ以テ苟クモ轉籍セントスルニハ以下ノ條件ニ隨ヒ之ヲ届出ルコトヲ要スルモノトス

第二項 轉籍ノ届出

第一 届出ノ管轄、届出人 (戸、一五八條一五九條)

轉籍ノ届出ハ市町村長ノ管轄外ニ轉スル場合ト否トヲ問ハス常ニ轉籍地ニ其届出ヲ爲スコトヲ要ス又其届出ハ轉籍セントスル戸主ヨリ之ヲ爲スコトヲ要ス隨テ同一市町村内ノ轉籍ニ於テハ届書ハ一通ニテ足ルモ市町村長ノ管轄外ニ轉スル場合ニ於テハ届書ハ二通ヲ要スルモノトス

第二 届書ノ要件 (戸、一五八條)

轉籍ノ届書ニハ新本籍ヲ記載シ其旨ヲ届出ルヲ以テ足ルト雖モ市町村長ノ管轄外ニ轉スル場合ニ於テハ戸籍ノ謄本ヲ添ヘルコトヲ要スルモノトス而シテ其孰レノ場合ニ於テモ原籍ヲ記載スヘキハ第一節通則ノ適用ニシテ亦タ疑ナカルヘシ

●他ノ市町村ニ轉籍スル場合ノ届書式

轉籍届 (用紙半紙 届書二通)

原籍 東京市本郷區弓町三番地戸主
新本籍 東京市日本橋區人形町八番地

助太郎妻
長男

森本助太郎
年月日生
かよ
年月日生
春吉
年月日生

右轉籍致候間別紙戶籍ノ謄本相添及御届候也

大正 年 月 日

東京市日本橋區長 何 某殿

届出人 森本助太郎 印

◎同一市町村内ニ於テ轉籍スル場合ノ届書式

轉籍届

(用紙半紙
届書一通)

原籍 東京市下谷御徒町五番地戶主
新本籍 同市同區竹町十六番地

久保久之助
年月日生

右轉籍及御届候也

大正 年 月 日

東京市下谷區長 何 某殿

届出人 久保久之助 印

第三項 就籍

就籍トハ現ニ本籍ヲ有セサル者カ其本籍ヲ定ムルヲ謂フ而シテ本籍ヲ有セサルハ或ハ届出ヲ爲ササルカ爲メナルコト多カルヘシト雖モ時ニ市町村長ノ故意又ハ過失ニ基クモノ亦タ全クナシトセス然レトモ其事由ノ如何ハ之ヲ問フヲ要セス苟クモ無籍ナル者ハ何時ニテモ就籍セントスル地ヲ管轄スル區裁判所ノ許可ヲ得テ就籍ヲ爲スコトヲ得ルモノトス尙ホ第四章ヲ參照スヘシ

第四項 就籍ノ届出

第一、届出ノ管轄（戸、一六一條）

就籍ノ届出ハ就籍スヘキ地ノ市町村長ニ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第二、届出ノ期間（戸、一六〇條一六三條）

就籍ノ届出ハ許可ノ裁判カ確定シタル日ヨリ十日内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス又確定判決ニ因リ就籍ノ届出ヲ爲スヘキ場合ハ其判決確定ノ日ヨリ十日内ニ届出ルコトヲ要スルモノトス

第三、届出義務者（戸、一六〇條一六二條一六三條）

就籍ノ届出ハ就籍者ヨリ之ヲ爲スヘク而シテ就籍者カ家族ニシテ其届出ヲ爲ササルトキハ戸主ヨリ其届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第四、届書ノ要件（戸、一六〇條）

就籍ノ届書ニハ戸籍法第一八條ニ掲ケタル事項ノ外就籍許可ノ年月日ヲ記載シ尙ホ許可書又ハ判決ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要スルモノトス

●就

籍

届

（用紙半紙
届書一通）

就籍地 東京市麻布區霞町七番地
所在地 同所

父 淺倉勝藏
母 キミ

淺倉 熊次郎
年月日生

右熊次郎大正 年 月 日就籍許可ノ裁判確定

右就籍及御届候也

東京市麻布區長 何 某殿

届出人 淺倉 熊次郎 印

第二章 戸籍ノ訂正

第一節 戸籍ノ訂正及其申請

第一項 戸籍ノ訂正

戸籍ノ訂正トハ既ニ爲サレタル戸籍ノ記載ニ付キ其變更又ハ抹消ヲ求ムルヲ謂フ蓋シ戸籍ノ記載ハ各人ノ身分關係ヲ公示スル公正證書ナルヲ以テ其ノ記載ハ最モ正確ヲ期

人事法書式便覽

セサルヘカラス之レ戸籍法ニ於テ其記載ニ付キ訂正ノ手續ヲ規定スル所以ニシテ同法第一六四條乃至第一六七條ニ依レハ戸籍ノ訂正ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

- (一) 戸籍ノ記載カ法律上許スヘカラサルコト又ハ其記載ニ錯誤若クハ遺漏アリタルトキ 例ヘハ戸籍ノ記載カ偽造、變造若クハ虛偽又ハ書損ニ基ク場合ナリトス
 - (二) 届出ニ因リ效力ヲ生スヘキ行爲ニ付キ戸籍ノ記載ヲ爲シタル後其ノ行爲ノ無効ナルコトヲ發見シタルトキ 例ヘハ養子縁組又ハ婚姻等届出ヲ以テ行爲ノ成立要件トスル場合ニ於テ其届出アリタルモ實體上ノ要件ニ欠缺アリテ爲メニ法律上當然其行爲ノ無効ナル場合ヲ指スモノトス
 - (三) 確定判決ニ因リ戸籍ノ記載ヲ訂正スヘキトキ 例ヘハ嫡出子否認又ハ養子縁組若クハ婚姻取消又ハ裁判上ノ離縁離婚ノ場合ノ如ク確定判決ヲ原因トシテ戸籍ノ訂正ヲ要スル一切ノ場合ヲ包含スルモノトス
- 以上ノ場合ニ於テハ戸籍ノ訂正ヲ求ムルコトヲ得ヘシト雖モ市町村長ニ對シ其請求ヲ爲スニハ以下ノ條件ニ隨ヒ其申請ヲ爲スコトヲ要ス但(一)及ヒ(二)ノ場合ニ於テハ市役所又ハ町村役場ヲ管轄スル區裁判所ノ許可ヲ得ルコトヲ要スルモノトス

第二項 戸籍訂正ノ申請

第一申請ノ管轄 (戸、一六八條)

戸籍訂正ノ申請ハ本人ノ本籍地又ハ申請人ノ所在地ノ市町村長ニ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス而シテ其本籍地ニ爲ス場合ニ於テハ申請書ハ一通ニテ足ルモ申請人ノ所在地ニ於テ爲ス場合ハ申請書ハ二通ヲ要スルモノトス

第二申請ノ期間 (戸、一六六條一六七條)

申請ノ期間ハ前項(一)及ヒ(二)ノ場合ニ於テハ區裁判所ノ許可アリタル日ヨリ一箇月内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス又確定判決ニ因リ戸籍ノ訂正ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ判決確定ノ日ヨリ一箇月内ニ其申請ヲ爲スヘキモノトス

第三申請義務者 (戸、一六四條乃至一六七條)

戸籍訂正ノ申請ハ前項(一)及ヒ(二)ノ場合ニ於テハ區裁判所ニ對シ許可ノ申請ヲ爲シタル者ヨリ又確定判決ニ因リ訂正ノ申請ヲ爲ス場合ハ訴ヲ提起シタル者ヨリ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第四申請書ノ要件 (戸、一六八條)

人事法書式便覽

尙ホ戸籍訂正ノ申請書ニハ戸籍法第四七條四八條ノ事項ヲ記載スルコトヲ要スルモ
ノトス其詳細ハ各條ニ付テ參照スヘシ

●嫡出子否認ノ裁判ニ因ル戸籍訂正ノ申請書式
其壹 否認セラレタル子カ其家ニ止ル場合

戸籍訂正ノ申請

(用紙半紙
届書壹部)

長女

右キク嫡出子否認ノ裁判大正 年 月 日確定候ニ付大正 年 月 日ノ届出ニ基
ク右キクノ戸籍ハ御訂正相成度別紙裁判ノ謄本相添及申請候也

東京市麴町區富士見町參丁目貳番地

戸主中野繁松長男

申請人

中野千太郎

年 月 日生

東京市麴町區長 何 某殿

右私生子キクノ入家ニ同意ス

戸主 中野 繁松

年 月 日生

(注意) 戸、一六七條ヲ參照スヘシ

●嫡出子否認ノ裁判ニ因ル戸籍訂正ノ申請書式
其貳 否認セラレタル子カ一家ヲ創立スル場合

戸籍訂正ノ申請

(用紙半紙
届書壹通)

長女

右キク嫡出子否認ノ裁判大正 年 月 日確定母ノ家ニ入ルコ
トヲ得サルニ因リ東京市麴町區富士見町參丁目拾番地ニ一家創立
右大正 年 月 日ノ出生届出ニ基ク右キクノ戸籍ハ御訂正相成度別紙裁判ノ謄本
相添及申請候也
大正 年 月 日

東京市麴町區富士見町拾貳番地戸主

中野繁松長男 否認者 中野千太郎 爲

年月日生

東京市麴町區長 何 某殿

(注意) 戸、一六七條ヲ参照スヘシ

●縁組無効ノ場合ニ於ケル戸籍訂正ノ申請書式

戸籍訂正ノ申請

(用紙半紙 届書壹通)

東京市赤坂區新町百五拾貳番地

戸主士族官吏

養父

戸塚

榮 爲

養母 無職業

戸塚

年月日生

實家戸主京橋區竹川町七番地
須賀貞吉二男平民學生

父 貞吉

養子

戸塚

宏 一

年月日生

右大正 年 月日 養子縁組及御届候處別紙許可書ノ通り該縁組ハ無効ナルヲ以テ
前記届出ニ基ク戸籍ハ御訂正相成度別紙裁判ノ謄本相添申請候也

大正 年 月 日

申請人

戸塚

榮 爲

戸塚

さ き 爲

東京市赤坂區長 何 某殿

(注意) 戸、一六五條ヲ参照スヘシ

●縁組無効ノ裁判確定ノ場合ニ於ケル戸籍訂正申請書式

戸籍訂正申請

(用紙半紙 届書貳通)

東京市赤坂區新町百五拾貳番地戸主士族官吏

養父

戸塚

榮 爲

年月日生

養母 無職業 戸塚 さき

實家戸主京橋區竹川町七番地 年月日生

須賀貞吉二男平民學生

父貞吉 母八重 養子 戸塚 宏 一

年月日生

右大正 年月 日養子縁組及御届候處右縁組無効ノ裁判大正 年月 日確定致候ニ付前記届出ニ因ル戸籍ハ御訂正相成度別紙裁判ノ謄本相添申請候也
大正 年月 日

申請人

戸塚 榮 爲 ①
戸塚 さき ①

東京市赤坂區長 何 某殿

(注意) 戸一六七條ヲ参照スヘシ

●婚姻ノ無効ノ裁判確定シタル場合ニ於ケル戸籍訂正申請書式

戸籍訂正申請

(用紙半紙 届書式通)

東京市神田區松下町五番地戸主中田菊次

無職業 夫 中田 春 三

年月日生

妻無職業 中田 卜 夕

年月日生

右トク實家東京市本所區林町拾番地

森 福 次

右大正 年月 日婚姻及御届候處該婚姻無効ノ裁判カ大正 年月 日確定致候ニ付前記届出ニ基ク戸籍ハ御取消相成度別紙裁判ノ謄本相添ヘ此段申請候也
大正 年月 日

起訴者 中田 春 三 ①

年月日生

東京市神田區長 何 某殿

(注意) 戸一六七條参照スヘシ

●婚姻ノ無効ノ場合ニ於ケル戸籍訂正ノ申請書式

戸籍訂正申請

(用紙半紙
届書式通)

東京市神田區松下町五番地戸主
中田菊次長男無職業

夫

中田 春三

妻無職業

中田 福次

右トク實家東京市本所區林町拾番地

森 福次

右大正 年 月 日婚姻及御届候處別紙許可書ノ通り該婚姻ハ無効ナルヲ以テ前記
届出ニ基ク戸籍ハ御訂正相成度裁判ノ謄本相添此段申請候也
大正 年 月 日

申請人

中田 春三

東京市神田區長 何 某殿

中田 トク

(注意) 戸一六五條ヲ参照スヘシ

●隠居取消ニ届ル戸籍訂正ノ申請書式

戸籍訂正申請

(用紙半紙
届書壹通)

東京市日本橋區濱町六番地戸主伊崎由藏父
隠居者 伊崎 直吉

右直吉大正 年 月 日隠居致候處大正 年 月 日隠居取消ノ裁判確定候ニ付前
記届出ニ基ク戸籍ハ御訂正相成度別紙裁判ノ謄本相添此段申請候也

大正 年 月 日

東京市日本橋區濱町拾番地戸主

起訴者 直吉弟 伊崎 六助

東京市日本橋區長 何 某殿

(注意) 戸、一六七條ヲ参照スヘシ

●失踪宣告取消ノ場合ニ於ケル戸籍訂正ノ申請書式

戸籍訂正申請

(用紙半紙
届書並通)

東京市芝區宇田川町八番地戸主矢崎傳吉弟

失踪者 矢崎 八太郎

右八太郎失踪ノ旨大正 年 月 日届出候處失踪宣告取消ノ裁判大正 年 月 日
確定致候ニ付前記届出ニ基ク戸籍ハ御訂正相成度別紙裁判ノ謄本相添此段申請候也
大正 年 月 日

取消請求者八太郎兄戸主

矢崎 傳吉

年 月 日生

東京市芝區長 何 某殿

(注意) 申請人カ本籍地ヲ異ニスルトキハ其肩書ニ本籍地ヲ記載スヘク尙ホ戸第一
六七條ヲ参照スヘシ

改正人事法書式便覽分冊上卷終

大正三年十二月二十五日印刷
大正三年十二月三十日發行

定價金六拾錢

著者 五島常次郎

東京市麻布區三河臺町十三番地

日本法令學會代表者

發行者 木村宗三郎

東京市京橋區築地二丁目廿一番地

印刷者 畑中爲之助

東京市京橋區築地二丁目廿一番地

印刷所 國光印刷株式會社

不許複製

著者之印

發行所 賣捌所

東京市麻布區三河臺町十三番地
振替東京貳八參參五番
東京 銀座
東京神田一ツ橋通
東京神田錦町

日本法令學會

東有奎 海斐雲 堂關

戸籍新報

毎月一回
十日發行

會費一ヶ月
金六錢

●解答欄

に於ては會員の質疑に對する本會の解答を

●學說判例欄

には各月に於ける重要な學說及び全国各地の裁判例を

●資料欄

には参考上必要な一切の事項殊に汎く會員の意見、統計、決議事項を

若し夫れ主務省の意見就中訓令通牒又は回答に至りては發表の都度之を掲載して怠なく讀者に紹介し據つて以て實務上の便宜を計らんことを期す

發行所

東京市麻布區三河原町十三番地
振替東京貳八、參參五番

日本法令學會

●戸籍に関する法規便覽

卷上

袖珍

定價 金二十五錢 (郵税共)

◎改正戸籍法◎寄留法◎人事訴訟手續法◎非訴事件手續法外二十一件◎戸籍に関する法規を類集し一警實務上の法典を抽出且つ携帯に便なりとす

●戸籍に関する法規便覽

卷下

袖珍

定價 金二十八錢 (郵税共)

◎戸籍法施行細則◎同附録各様式◎寄留手續令◎寄留手續細則◎同各様式◎戸籍手数料規則◎市制◎町村制◎北海道區制◎沖繩區制外十件戸籍に関する法規を類集し上巻と相待つて今や之が完了を告げたり若し夫れ實務上抽出且つ携帯の便利なるに至りては喋々を要せざる所なり

發行所

東京市麻布區三河臺町十三番地
振替東京貳八參參五番

日本法令學會

賣捌所

東京銀座
東京神田一ッ橋通
東京神田錦町

東有海運 奎運 堂閣

法學士 鈴木英助先生 辯護士 川崎崔次先生
判事 増山外三郎先生 辯護士 山川瓊次先生 校閱

改正 人事法書式便覽完

分冊 四六版三三〇頁 上製金七拾五錢
分冊 四六版二〇〇頁 上製金四拾五錢
並製金六拾錢 並製金參拾錢
卷上 郵税共 卷下 郵税共

◎本書は戸籍に関する届出及び申請並に裁判所に對する申立並に申請書式等貳百數拾種を類集し各場合に適應すべく一切の書式は殆んど之を網羅したりと雖も唯に之のみに止まらず其内容は戸籍法の章節の分類に従ひ各届出事件に付き一々其意義、要件、效力並に届出期間、届出の管轄、届出義務者及び届書の要件等汎く人事に関する法令に付き平易且つ明瞭に説明を加へたるものなれば如何なる難解の事件と雖も容易に了解し得べく職を戸籍事務に従事するの士に於ては蓋し好々の羅針盤たるは勿論、一般の家庭に於ても亦缺くべからざる良書なるを疑はず之れ本會が選本に採りたる所以なり

發行所

東京市麻布區三河臺町十三番地
振替東京貳八參參五番

日本法令學會

賣捌所

東京銀座
東京神田一ッ橋通
東京神田錦町

東有海運 奎運 堂閣

其他全國有名なる書籍店に販賣す

68
626

法學士 鈴木英助先生 校閱
辯護士 川崎崔次先生

△近刊

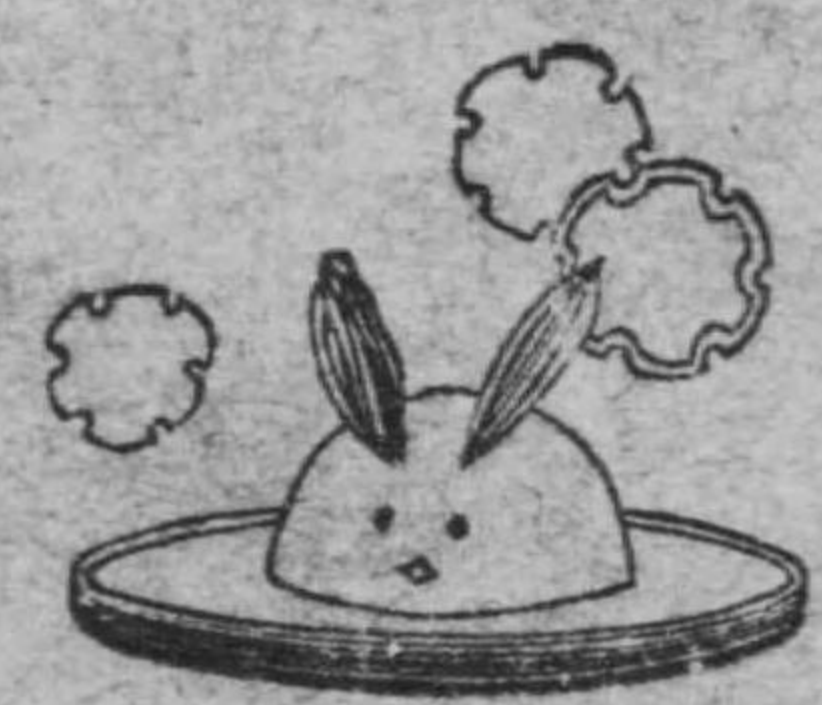
正改 戸籍法提要 完

縦三寸六分
巾三寸五分
三頁
定價 金拾
稅入 共錢

◎本書は戸籍法の内容に従ひ逐次各條に付き親切丁寧に説明を與へ各條下の疑義に付ては一々之を指摘し直截明確に解説し文章亦た平易なれば職を其運用に任すと否とを問す誠ニ萬民必要の書籍なりとす

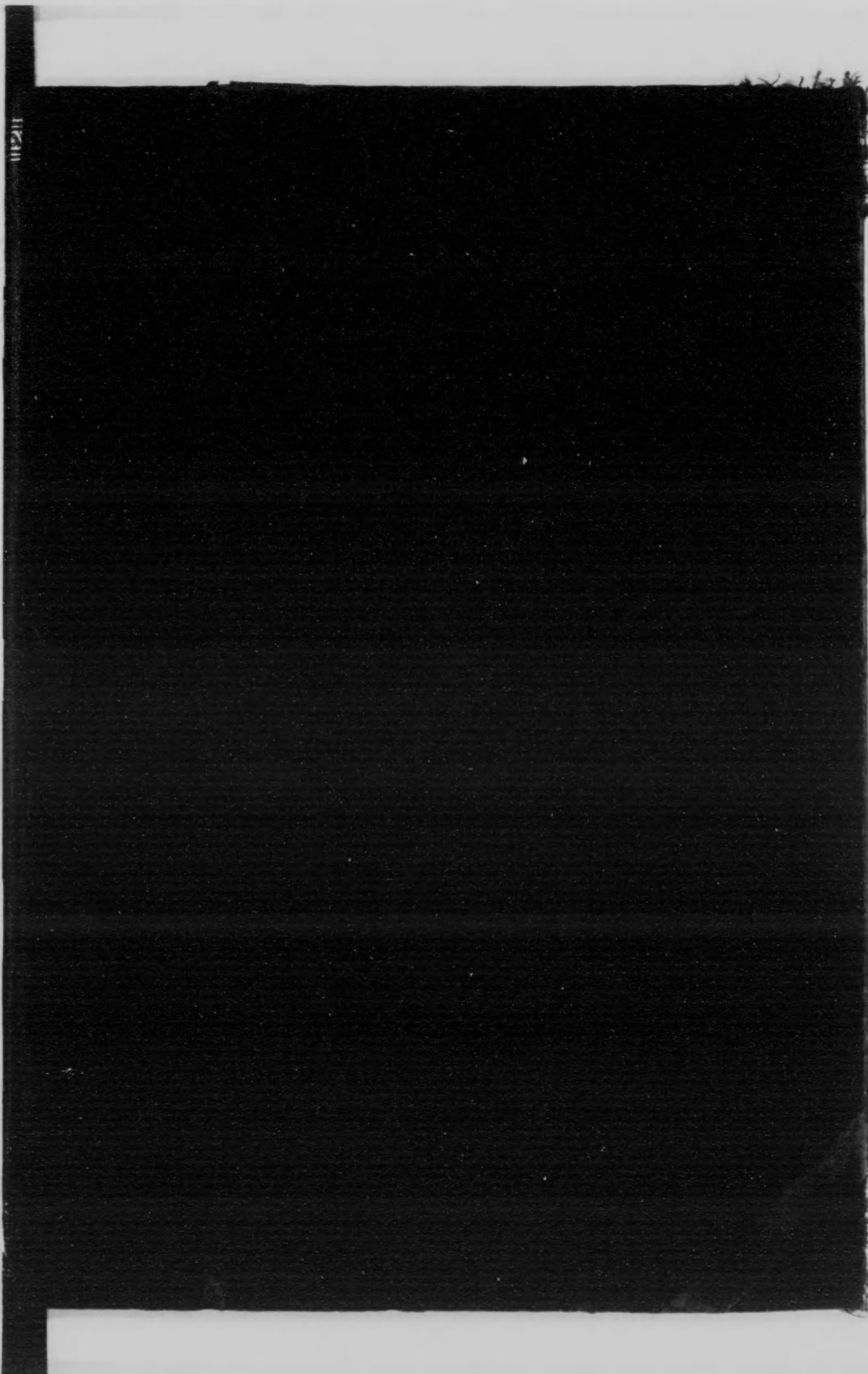
發行所 東京市麻布區三河臺町十三番地 日本法令學會

賣捌所 東京 銀座 東有東
東京神田一ツ橋通 運斐海
東京神田錦町 堂閣堂



68
626

終



11211